

はじめに

大学改革支援・学位授与機構は、評価事業、学位授与事業、調査研究等の中核的事業とともに、高等教育の制度が発達している国や日本と関わりの深い諸外国を中心に、海外の質保証機関等と連携し、我が国の高等教育の国際通用性の確保や質の伴った大学間交流の推進に向けた取り組みを行っています。

高等教育の質保証制度については、それぞれの国において、政治・社会・文化・言語などの多様性を反映して、様々な枠組みが構築されています。そのため、言語や国境の壁を越えて実効的な関係を構築する上で、協力機関同士が、それぞれの国の質保証制度やその背景となる高等教育制度について情報交換を行い、*相互理解*を深めることが重要です。

そのため、当機構では、我が国の高等教育質保証に関する用語や制度の仕組み等の概要をまとめ、国際発信するためのツールとして「インフォメーション・パッケージ」を作成・公開しています。その中で、諸外国の高等教育制度・質保証制度に関する情報の収集も行い、これまで、日本、米国、英国、オーストラリア、オランダ、フランス、韓国、中国、ドイツ各版を刊行してきました。

オランダの高等教育機関は、主に研究活動に重点を置く「大学（WO）」と、高等職業教育の提供を主として行う「応用科学大学（HBO）」で構成されています。2002年の学士課程・修士課程・博士課程で構成される学位制度の導入を契機に、オランダ国内において高等教育の質の重要性に対する意識が高まり、このような中で構築された現行の質保証制度は、オランダ・フランダースアクレディテーション機構（Accreditation Organisation of the Netherlands and Flanders: NVAO）を始めとする質保証機関を中心に、オランダ教育・文化・科学省、オランダ教育視察団等の協力を得て運用されています。

このたび、近年のオランダの質保証の動向を取りまとめ、「**諸外国の高等教育分野における質保証システムの概要 オランダ（第2版）**」を日本語・英語の2か国語で刊行することになりました。大学等の高等教育機関において、オランダの関係機関と国際連携を展開する上での基本情報としてご参照いただけましたら幸いです。

本資料は、オランダの高等教育制度と質保証制度に関して、公的に発信された情報や当機構との覚書締結機関であるオランダ質保証機関の Nuffic および NVAO より直接提供された情報を集約して作成し、今般の公開に至りました。本編の作成にあたって、有益なコメントと示唆をくださった関係者の方々に御礼申し上げます。特に、Nuffic で Senior Credential Evaluator を務める Marijke Blom-Westrik 氏および NVAO で International Policy Coordinator を務める Mark Frederiks 氏には多大なご支援ご協力をいただきましたことを厚く御礼申し上げます。

本資料の電子版は、当機構の国際連携ウェブサイト (<https://www.niad.ac.jp/consolidation/international/>) でご覧になれますので、あわせてご活用ください。

目 次

I. オランダの基本情報	1
II. 高等教育制度	2
1. オランダの高等教育機関の沿革	2
1) 大学セクター	2
2) 高等職業教育セクター（HBO）	3
3) 高等教育・研究法（WHW）	3
2. 高等教育機関の概要	5
1) 主要学校系統図	6
2) 各機関の概略	7
3) 各種統計	8
3. 高等教育への進学	9
1) 高等教育機関の入学要件	9
2) 高等教育内の移動	9
4. 教育課程および学位・資格	10
1) 課程と学位・資格の概要	10
2) 単位制度および成績評価	11
3) オランダの全国資格枠組	11
4) カリキュラム	12
5) ディプロマ・サブリメント	13
5. 高等教育所管官庁および高等教育関係団体	13
6. 主な学生組織	14
7. 授業料および学生に対する財政支援	15
1) 授業料	15
2) 学生に対する財政支援	15
8. 高等教育関係法令	16
1) 留学生受入れに関する条例	17
III. 質保証制度	18
1. 質保証制度の概要	18
2. 高等教育質保証の沿革	18
3. 質保証制度の種類	20
1) 高等教育機関の認可	20
2) 外部質保証の枠組み	21
(1) 機関別オーディット	23
(2) プログラム評価	25
(3) 優れた質的特徴に着目した評価	30
(4) 研究評価	31
IV. 質保証機関の概要：オランダ・フランダースアクレディテーション機構（NVAO）	33
1. 基本情報	33
2. 使命と役割	33
3. 主な業務内容	34
1) アクレディテーション業務	34
2) 国際業務	34
附録 第2サイクルにおける評価制度	35
1) 新規プログラムに対する評価—初期アクレディテーション	35
2) 機関別オーディット	36
3) プログラム評価	37
4) 優れた質的特徴に着目した評価	38
参考文献	39

オランダ地図



出典： <http://www.freemap.jp/item/europe/netherlands.html>

I. オランダの基本情報

国名	オランダ王国	
首都	アムステルダム	
政府所在地	ハーグ	
公用語	オランダ語	
総人口*	1,708.5 万人（2016 年）	
国内総生産（GDP）*	7,699 億米ドル（2016 年）	
一人当たり国内総生産*	45,210 米ドル（2016 年）	
一般政府支出に対する 公財政教育支出の割合**	全教育段階：11.2%（11.3%） 高等教育段階：3.7%（3.1%） （ ）は OECD 各国平均（2014 年）	
国内総生産に対する 公財政教育支出の割合**	全教育段階：5.4%（5.2%） 高等教育段階：1.7%（1.5%） （ ）は OECD 各国平均（2014 年）	
学生一人当たり 学校教育費**	19,159.0 米ドル（2014 年）	
学生一人当たり 公財政支出高等教育費**	18,942.5 米ドル（2014 年）	
高等教育への 進学率**	36%（2015 年）	
学校教育制度	主要学校制度系統図（6 ページ）参照	
教授言語***	高等教育機関における教授言語はオランダ語である。しかしボローニャ・プロセスの影響から、英語によるプログラムも増えている。	
学年暦***	9月1日～翌年8月31日	

出典：

* 外務省「オランダ王国」：<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/netherlands/data.html>

** 経済協力開発機構(OECD): *Education at a Glance 2017*

*** Education system The Netherlands: EP-Nuffic Country Module(2015)p.6

II. 高等教育制度

1 オランダの高等教育機関の沿革

オランダの高等教育機関は、主に3つの種類に区分することができる¹。WO 機関（WO：オランダ語で Wetenschappelijk onderwijs）すなわち大学は、学術的な教育の提供と研究の実施及び社会に対して知を提供することを目的とし、研究を中心とした個々の取組みに重点を置いている点に特徴がある。大学は基本的に、学術的な学修と研究を通じて学生を育てることに主眼を置いているが、多くの課程では職業に関連する専門的な教育要素も備えている。一方、HBO 機関（HBO：オランダ語で Hoger Beroepsonderwijs）は応用科学大学（university of applied sciences）と訳される高等職業教育機関であり、職業に必要な実践的かつ専門的な能力を育成することを主な目的として、その教育課程は知識の実用化に重点を置いている。さらに、RPHO 機関（RPHO：オランダ語で Rechtspersonen hoger onderwijs）と呼ばれる高等教育機関がある。これに該当する機関は法的に認められているものの、政府からの助成を受けない私立の高等教育機関であり、学士課程のみならず、準学士課程や修士課程を提供することも可能とされている。かなり多くの RPHO 機関は、高等教育と中等職業教育を提供している。現在、オランダ全体で、公的資金を受ける大学（オープン・ユニバーシティ1校を含む）が18校、公的資金を受ける応用科学大学が36校、公的資金を受けない高等教育機関である RPHO 機関が81校ある。

1) 大学セクター

オランダの大学の歴史は、ライデン大学が創設された1575年に遡る。同大学はオランダ独立戦争（1568～1648年）においてスペイン軍と戦った国民への褒賞として設立された。続いて、フローニンゲン大学（1614年）やユトレヒト大学（1636年）など他の大学も設立され、その後数世紀の間にさらに多くの大学が誕生した。1961年に設立されたトウェンテ大学や1976年設立のマーストリヒト大学などは、経済的に厳しい状況に置かれた地域に対する政府の振興策という意味合いが強かった。また、プロテスタント系のアムステルダム自由大学やカトリック系のラドバウド・ナイメーヘン大学など、教会が設置した大学もあり、これらの大学は、オランダの高等教育質保証システムにおけるアクレディテーション（適格認定）を受け、政府から交付金を得ている。

1970年代まで、大学セクターはおおむね政府から放任されていた。大学は自らの目的に基づいて機能を果たし、政策的な関心が向けられることは少なかった。しかし、状況はその後急激に変化した。1970年代の終わりに一連の改革・経費節減が立案・実行され、その中で最も重要なものとして、次の3つが挙げられる。第一に、いわゆる二段階制度の導入による大学教育の再編成である。これは大学教育の構造を、学士の学位が授与される4年間の第1段階と修士の学位が授与される第2段階に分けるというものであった。第二に、大学セクターに対する2度の経費節減策が複数の学部の閉鎖や提供される教育課程の改編につながった。第三に、条件付きで研究資金が支給される制度が導入された。これらの大学再編策は、オランダの高等教育制度の運営・機能に新しいアプローチが採用される1980年代半ばまで続けられた。

¹ p.6の主要学校制度系統図を参照のこと。

2) 高等職業教育セクター（HBO）

高等職業教育セクターの由来もかなり遡ることができるが、その発展は大学セクターとは様相が異なるものであった。歴史のある高等職業教育機関の大半は19世紀に起源をもち、ギルド（徒弟制度）から進化してきた。その最初の法的枠組みは、初等家政教育、中等家政教育、そして技術教育の区分を定めた1919年家政学・技術教育法²によって設けられた。1968年には、初等教育と大学教育の間のあらゆる形態の中等教育を成文化した中等教育法（SEA）³が議会で可決され、他の教育段階から分かれた単独の教育類型として高度な職業教育が制度化された。中等教育法及び当時の教育・科学省の政策の特色の一つとして、各機関が提供できる職業専門分野やインターンシップにおける時間数等に関して詳細に規定されていたことが挙げられる。当時の職業教育機関は非常に多種多様であったため、これらの法律の適用により、高等職業教育セクターがその後さらなる発展を遂げる上で厳しい制約となった。

1960年代後半から1980年代前半にかけての時期は、オランダの高等職業教育が拡大し、体系的な発展を遂げた時期である。高等教育を受ける学生数が急激に増えたことで財政が逼迫するようになり、1980年代にはこれが支配的な問題となった。他国における展開と同じように、オランダの高等職業教育セクターは（1）大学セクターに比べてはるかに低コストであり、（2）パートタイムの教育にも対応しており、（3）オランダの経済的な成長にとって有益と思われる志向性を備えているなどの点から、増加する大量の学生に応じるために理想的であると考えられるようになった。しかし高等職業教育セクターが拡大することで、今度はセクター内部の構造や大学セクターとの関係についても議論されるようになった。

1983年に、当時のオランダの教育・科学担当大臣は、「規模拡大、役割の再割当、集中化」⁴と題した白書において、高等職業教育セクターを大幅に再編することを提案し、オランダの高等教育制度の構造と機能に対して広範囲にわたる影響を及ぼした。この白書に示された再編案の主な目的は、（1）機関同士の合併による組織規模の大幅な拡大、（2）資源の活用や人事政策と教育課程の編成に関する機関の自治権の拡大、（3）規模の経済性の追求による組織の効率化、にあった。教育・科学担当大臣が描いていたのは、この再編策を履行することによって機関の数が絞られ、大きな自治権を持った中規模で多専門領域の高等職業教育機関が生じることであった。しかし、機関合併の結果はあらゆる予想をはるかに上回るものとなった。もともと350超の高等職業教育機関が1987年7月までに85機関に統合され、うち約過半数の機関は多目的型の機関になった。そのうちいくつかは、合併によって、より規模の大きな機関に変化した。このように、オランダの高等教育機関の全体像は構造面において劇的に変化した。また機能面では、政府の新しい運営方針の履行と1986年に新たに制定された高等職業教育法（HBO法）⁵の定める枠組みを通じて、自治権が拡大した。同法によって高等職業教育が中等教育の領域から離され、正式に高等教育に位置づけられることで、すでに存在していた二元的な構造が正式なものとして位置づけられることとなった。

3) 高等教育・研究法（WHW）⁶

1993年8月に、高等教育・研究法（WHW）が制定された。これは、大学法（WWO）⁷、高等職業教育法（WHBO）⁸、オープン・ユニバーシティ法（WOU）⁹、その他高等教育及び研究を規定する多

² 家政学・技術教育法：Nijverheidsonderwijswet

³ 中等教育法（SEA）：Secondary Education Act : Wet op het voortgezet onderwijs

⁴ “Scale enlargement, Task-reallocation and Concentration” (STC)

⁵ 高等職業教育法：Wet op het hoger beroepsonderwijs

⁶ 高等教育・研究法：Wet op Hoger onderwijs en Wetenschappelijk onderzoek (WHW)

⁷ 大学法：Wet op het wetenschappelijk onderwijs (WWO)

⁸ 高等専門教育法：Wet op het hoger beroepsonderwijs (WHBO)

⁹ オープン・ユニバーシティ法：Wet op de Open Universiteit (WOU)

数の規制に代わるものである。高等教育・研究法には、オランダの高等教育全体に適用される一般的な規定をはじめ、以下の内容に関する規定が盛り込まれている。

- オランダにおける認可を受けた高等教育機関に適用される規定（教育課程と機関の構成に関係）。
- 入学要件としての学生の高等教育機関での学習量など、教育の構成に関する要素。
- 試験、学生、意思決定への参加、職員、計画、資金調達に関する規定。
- 教育機関間の協力に関する規定。

高等教育・研究法は行政面において、オランダ政府と高等教育機関及び研究機関との関係を再定義するものであった。それまでの法律は、大部分は*事前*の規制と計画を条件としており、高等教育に対して政府が中心的な役割を果たすものとされていた。

一方、新たに制定された高等教育・研究法では、政府は高等教育に対して干渉せず、自治権を持った教育機関が柔軟に運営を行うという理念が示された。高等教育・研究法は、1985年発表の政策文書「高等教育における自治権と質」(HOAK文書)¹⁰に基づいて立案されたものである。同文書の基本方針は、政府が定めた範囲内で、より大きな政策の自由を高等教育機関に与えることにあるが、結果として高等教育機関がより効果的に、かつ決断力を持って社会の変化するニーズに応えられるための手段と捉えられている。

高等教育・研究法の基本的な考えの一つに、自治権の概念がある。同法では、政府が事前に細かな規制を敷くという方針から、事後に、より全般的な統制を行うという方針に変わった。同時に同法は、分権化を図りつつも、高等教育制度のマクロな効率性に対しては政府が引き続き責任を負うとし、政府は*選択的統制*を適用して、必要な時に限り介入することとされている。

政府と高等教育機関及び研究機関との間の行政上の関係は、高等教育・研究法に定義された以下の原則に基づいている。

- 政府は、高等教育機関・研究機関による自主管理が容認し難い結果を生む可能性が高い場合に限り、望ましくない結果が起こらないように介入する。
- 政府による介入は本来、制度上の欠陥を*事後*に是正するという形をとるべきである。
- 政府が自由に使える手段は、数を最小限に抑えた詳細な規制とすべきである。
- 高等教育機関・研究機関は法的確実性、合理性と適切な運営をを確保するための規範を定めなければならない。

高等教育・研究法により、高等教育機関にはカリキュラムを自ら編成することが認められた。高等教育機関は第一に、その質を維持し、適切な範囲の教育・研究プログラムを提供し、教育へのアクセスを確保することに対して責任を負う。質の管理は高等教育機関自身と、外部の専門家、そして政府に代わってオランダ教育視察団（オランダ語で *Inspectie van het Onderwijs*）¹¹が行う。原則として、政府は交付金が有効に活用されたか、また意図していた結果が得られたかという点だけを事後評価の形で確認し、著しく不十分な点が認められた場合にはそのことを当該機関に通知する。特に、質に関して目指す理想と実態との隔たりが長期にわたり改善されない場合には、政府は適切な手続きを踏んだ上で、制裁措置により強制力を行使することができる。

¹⁰ 政策文書「高等教育における自治権と質」 Hoger onderwijs: Autonomie en Kwaliteit (HOAK 文書)

¹¹ 詳細は本書 p.20 を参照のこと。

高等教育・研究法は1993年に制定されて以降、オランダの高等教育制度における喫緊の課題に対処するために、たびたび改正がなされてきた。重要な改正の一つとして2010年の改正があり、高等教育の質ならびに学生と教職員の処遇を改善することが意図された。同法が直面する問題には、学生の法的保護、高等教育へのアクセス、学籍登録と登録抹消に関する行政手続きの簡素化、運営組織と監督組織との明確な分離、試験委員会の役割に関する問題等が含まれる。また、同法は、高等教育機関への入学者選抜の導入、機関の評議会(school board)や学生団体等で要職を務める学生に対する授業料の免除、さらに各機関の内部質保証制度の中で学内教育委員会（オランダ語で Opleidingscommissies）の関与を拡大し、教育と試験について助言を行うこと等が規定された。

2 高等教育機関の概要

オランダにおいて高等教育機関は、「大学」(university, WO)、「応用科学大学」(university of applied sciences, HBO)、及び高等教育機関(RPHO)に区分される。

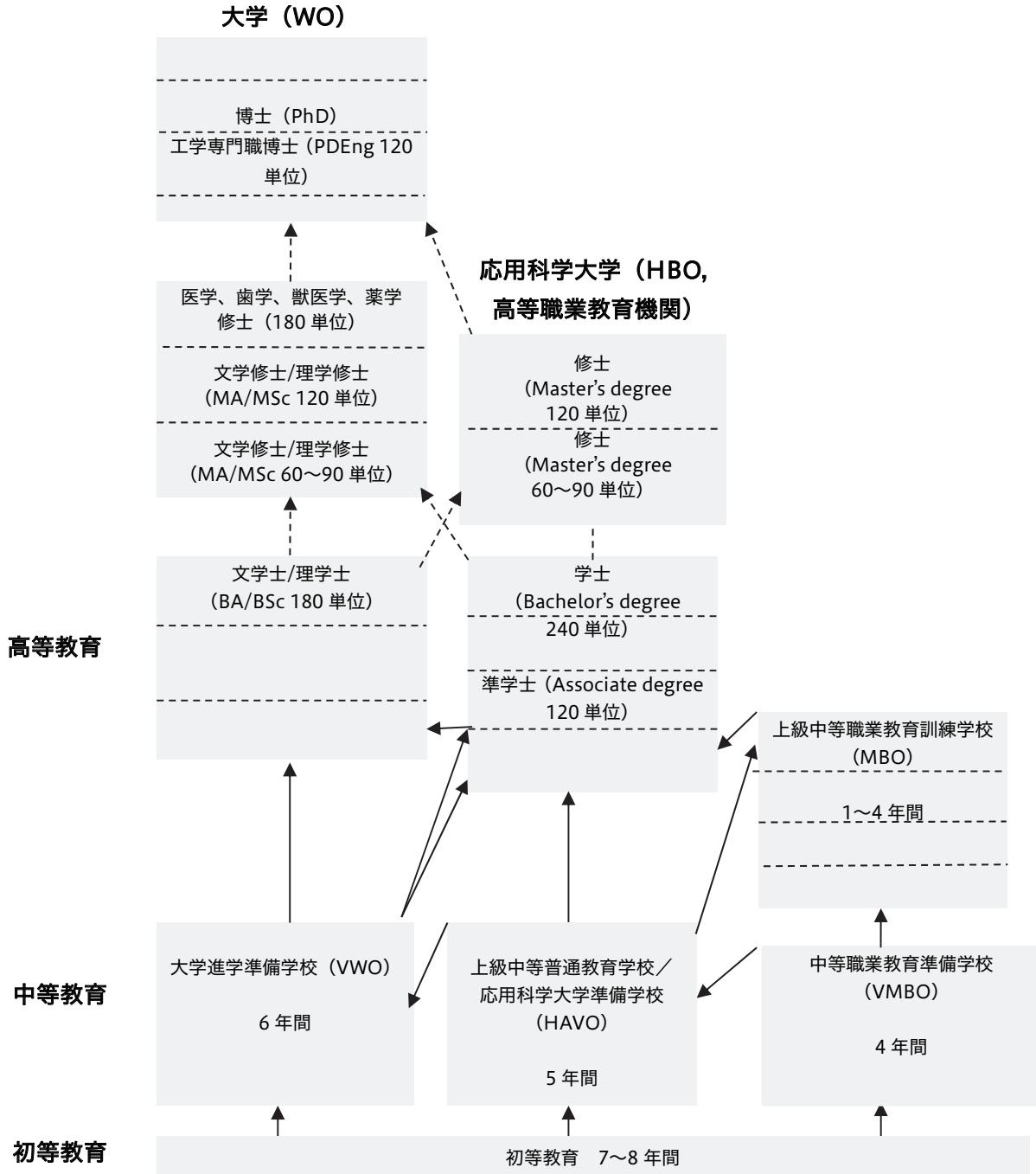
すべての大学(WO)及び応用科学大学(HBO)は政府による資金提供を受け、学位を授与する権利が認められている。一方、RPHO機関は政府資金を得る資格を有さず、学位授与権についても、政府に学位授与権を申請し、認可を得ないかぎり学位を授与することはできない。

また、授業料に関して、大学(WO)と応用科学大学(HBO)が提供する教育プログラムは授業料の額が法律によって定められている。一方、RPHO機関は公式の授業料に縛られることなく、独自に授業料額を決定することができる。

1) 主要学校系統図¹²

【図の見方】

- ・点線は、各教育段階における学年の区切りを示す。
- ・実線の矢印は、進学する権利が認められていることを示す。
- ・点線の矢印は、進学にあたり、何らかの選抜審査、または編入の条件が設けられている場合があることを示す。



出典：Nuffic website <https://www.nuffic.nl/en/publications/find-a-publication/the-dutch-higher-education-system.pdf/view>

¹²大学による修士の学位授与の要件は、基本的に 60~90 単位の修得である。ただし、工学、数学、自然科学、農学については 120 単位、医学、歯学、獣医学、薬学は 180 単位が必要である。加えて、大学の中には、2 年間の専門職業工学博士プログラムを提供する機関もある。一方、応用科学大学による修士の学位授与の要件は、60~120 単位の修得である。上記の図の内容の他に、建築、都市計画、景観設計のプログラムでは 240 単位が必要である。

2)各機関の概略

大学（Universities/Wetenschappelijk Onderwijs, WO）

オランダの大学は、学術的な教育を行い研究を実施し、社会に対して知を提供することを目的とする機関である。大学における研究を志向した教育は、学士（Bachelor's programme）、修士（Master's programme）、博士（Doctoral programme）の3つの課程に区分される。学士課程と修士課程では、欧州単位互換制度（European Credit Transfer and Accumulation System : ECTS）を通じて、修得した単位を移動・互換することが可能である。それに対して、ECTS は一般に博士課程とは結びつけられていない。

大学は18校（オープン・ユニバーシティー1校を含む）であり、すべての大学が政府による資金提供を受けている。大学の規模は様々で、在学者数は6,000人から30,000人まで幅がある。全体では約258,000人の学生が大学に在籍している。

また、これらの大学の多くには、「国際教育」（international education）と呼ばれ、学士課程修了後の水準で、英語で教育が提供される上級課程が設置されている（ただし、Maastricht School of Managementを除く）。このような国際教育の課程は、異なる文化的背景を持つ学生からなる少人数のグループで作業し、開発途上国等、海外で豊富な実務経験を持つ教員が進行役を務めて、知識の交流を行うことに重きが置かれている。

オランダの大学（WO）（18大学）一覧

工学・技術系大学	<ul style="list-style-type: none"> デルフト工科大学（Technische Universiteit Delft） アイントホーフェン工科大学（Technische Universiteit Eindhoven） トウェンテ大学（Universiteit Twente）
農業・生命科学系大学	<ul style="list-style-type: none"> ワヘニンゲン大学（Wageningen University）
生涯学習重視の遠隔教育大学	<ul style="list-style-type: none"> オープン・ユニバーシティー（Open Universiteit Nederland）
総合大学	<ul style="list-style-type: none"> エラスムス大学ロッテルダム（Erasmus Universiteit Rotterdam） ライデン大学（Universiteit Leiden） マーストリヒト大学（Maastricht University） ラドバウド・ナイメーヘン大学（Radboud Universiteit Nijmegen） ティルブルグ大学（Tilburg University） アムステルダム大学（Universiteit van Amsterdam） フローニンゲン大学（Rijksuniversiteit Groningen） アムステルダム自由大学（Vrije Universiteit Amsterdam） ユトレヒト大学（Universiteit Utrecht）
神学大学	<ul style="list-style-type: none"> プロテスタント神学大学（Protestantse Theologische Universiteit） アペルドールン神学大学（Theologische Universiteit Apeldoorn） カンペン神学大学（Theologische Universiteit Kampen）
人文科学系大学	<ul style="list-style-type: none"> ヒューマニスティック大学（University voor Humanistiek）

大学の財源

大学の財源は、主に下記の3つのフローに区別される。

- 政府資金
- 研究審議会（オランダ科学研究機構（NWO）及びオランダ王立芸術科学アカデミー（KNAW））による研究プロジェクトへの助成金
- 企業や欧州連合（EU）など、公的機関と民間団体を含む第三者機関による助成金

第一の政府資金のフローに関しては、各大学が用途を自由に決めることができる。毎年オランダ教育・文化・科学省が額を決定するが、各大学への配分額は、学籍登録者数や学士、修士の学位授与数等で示される大学の運営実績に基づいて行われる。第一のフローによる研究活動に対する資金が政府資金全体の中で最大の割合を占めており、その構造的基盤を成している。

第二、第三のフローによる資金調達は、一時的な資金で構成されている。さらに、授業料も大学の教育に関連する収入源の一部であるが、その割合は小さい。

応用科学大学（Universities of applied sciences/hoger beroepsonderwijs, HBO）

応用科学大学（HBO）はキャリア志向型の教育課程を提供し、営業部長、高等学校の教員、看護師などの専門職や技術専門職を対象とした教育に重点を置いている。インターンシップを通じて実践的な職業経験を積むことが、専門職業教育課程の欠くことのできない部分を占めている。現在、オランダには政府の認可を受けた応用科学大学が36校あり、最大規模の機関には2万人から4万人の学生が在籍している。全体では約443,000人の学生が応用科学大学に在籍している。

応用科学大学の一覧は、ウェブサイトに掲載されている。（Vereniging Hogescholen）¹³

さらに、オランダには RPHO 機関と呼ばれる高等教育機関があり、その大部分は民間から資金を得ている。

3) 各種統計

学校種別機関数、学生数、教職員数¹⁴

	機関数	学生数	教職員総数	うち教員数	
				うち教員数	うち職員数
大学（WO）	18 ¹⁵	258,054 ¹⁶	397,000	229,000	168,000
応用科学大学（HBO、 高等職業教育機関）	36	453,354	314,000	184,000	129,000
合計	54	711,408	711,000	413,000	297,000

外国人学生数（2014～2015年）

オランダ国内の大学（WO）または応用科学大学（HBO）で学んでいる外国人学生数は89,388人である。そのうち、EU（欧州連合）諸国とEFTA（欧州自由貿易連合）¹⁷からの学生が56,288人（約63%）、EU/EFTA以外の国からの学生が22,802人（約26%）であり、その他に10,298人（約12%）の学生が

¹³ <http://www.vereniginghogescholen.nl/component/content/article/22/364>

¹⁴ 機関数、学生数に関しては2014年～2015年の数値（応用科学大学の機関数、学生数は2017年～2018年の数値）。教職員総数、教員数、職員数に関しては2012年～2013年の数値（概数）。

¹⁵ オープン・ユニバーシティー 1校を含む。

¹⁶ オープン・ユニバーシティーの学生数17,000人を含む。

¹⁷ EFTA（欧州自由貿易連合）：アイスランド、ノルウェー、リヒテンシュタイン及びスイス

エラスムス・プラス・プログラム (Erasmus+ Programme) やインターンシップ滞在許可でオランダに来ている。

3 高等教育への進学

1) 高等教育機関の入学要件

大学 (WO) が提供する研究志向の学士課程に入学するためには、VWO (大学進学準備学校) の修了証書 (ディプロマ) を取得しているか、あるいは応用科学大学 (HBO) の学士課程の第1学年 (60単位) を修了していることが求められる。また、応用科学大学 (HBO) に入学するには、所定の条件を満たした上で、MBO (中等職業訓練学校) の修了証書 (MBO diploma) を取得していることが求められる。

大学進学準備学校 (VWO) の修了証書を取得していれば、大学の学士 (Bachelor) 課程、あるいは応用科学大学 (HBO) の準学士 (Associate degree) 課程または学士課程のいずれにも出願することが可能である。どちらの種類的高等教育機関に進学する場合でも、希望する高等教育機関の課程が求める科目群の少なくとも1つを履修しておくことが要件となっている。これまで原則として、高等教育機関の課程の入学時に選抜は行われず、大部分は重みづけをした抽選によって進学先が割り当てられていた。入学者選抜は、主に医学分野などの収容定員が制限され、かつ、入学希望者数の多い一部の課程に限られてきた。しかし、高等教育・研究法 (WHW) の改正によって、状況は変わることになった。2017年度からは原則として、どの課程であっても入学者選抜を実施することができる。また22歳以上の進学希望者で、上述した必要な資格のいずれかを取得していない場合は、入学試験と審査 (入学前の学習歴の承認) に基づいて、高等教育への進学資格を得ることができる。オープン・ユニバーシティについては、出願時点で18歳以上であることが唯一の要件である。

修士 (Master) 課程への進学要件は、一つあるいは複数の特定の専門分野で学士の学位を取得していることである。応用科学大学 (HBO) で応用志向の学士を取得した者が、大学 (WO) の研究志向の修士課程に進学を志願する場合は、追加の要件を満たさなければならないことがある。

国際教育 (international education) の課程の多くは、英語で提供されている。そのため外国人学生には、英語の会話及び読み書きを含めて十分な語学力が必要とされる。課程の中には、必要な英語力を要件に課しているものもある¹⁸。

2) 高等教育内の移動

学生は高等教育内の異なるレベル、あるいは異なる種類の課程に移動することができる。例えば、応用科学大学 (HBO) の専門職志向の学士課程の最初の1年を修了した学生が、大学 (WO) の研究志向の学士課程に移ることが可能である。同じ仕組みが、大学 (WO) の学士課程から応用科学大学 (HBO) の学士課程への移動を志望する学生にも適用される。準学士 (Associate degree) を取得した学生は、関連した専門職志向の学士課程に進み、学士取得に向けて残りの部分を履修することができる。原則として、学士の学位取得者は修士課程に出願することが可能であり、修士の学位取得者は続けて博士課程に出願することが認められる。ただし、応用科学大学 (HBO) で学士の学位を取得した者が、大学 (WO) の研究志向の修士課程に進むためには、準備コースを修了していることが条件とされる。

¹⁸ 個々のプログラムやコースにおける語学の要件については、ウェブサイト <http://www.studyin.nl/> の国際コースのデータベース [英語] を参照のこと。

4 教育課程および学位・資格

1) 課程と学位・資格の概要

ボローニャ・プロセス¹⁹を採用したことにより、オランダの大学(WO)は2002年に学士(Bachelor)、修士(Master)、博士(Doctor)の3段階の学位制度の構造を導入し、現在では全ての課程がこの構造に一致している。しかし、従来の学位名称(*doctorandus (drs.)*、*ingenieur (ir)*、*meester (mr.)*)も、3段階の学位の名称と同等のものとしてまだ使われている。

大学(WO)が授与する学位は、文学士(Bachelor of Arts, BA)と理学士(Bachelor of Sciences, BSc)である。大学(WO)の学士課程は研究志向であり、修業年限は平均3年で、学生に特定の専門分野の研究の基礎を身につけさせる。大学(WO)の文学修士(Master of Arts, MA)または理学修士(Master of Sciences, MSc)の学位取得に至る修士課程は、学問分野に応じて修業年限は1年から2年である。

博士の学位取得に導く博士課程は大学(WO)のみで提供され、教員の研究指導の下に全日制で4年の研究を課している。伝統的な博士の学位の取得のための研究は独創的でなければならず、加えて学位論文の提出と口頭試問が求められる。

なお、2007年から、産業界の様々な分野からの要望により、準学士課程が導入された。準学士課程は、応用科学大学(HBO)の学士課程の枠組みの2年制の課程で、修了者には準学士(Associate Degree)が授与される。オランダ資格枠組(後述)の教育レベルから見ると、準学士は、上級中等職業教育訓練学校の修了資格(MBO, レベル4)と応用科学大学(HBO)の学士(Bachelor)の間に位置づけられる。

応用科学大学(HBO)が授与する学位は、2008年までは単に‘Bachelor’、‘Master’と表記されていた。しかし2009年からは、‘Bachelor of 専攻分野’と表記した学位が授与されている。さらに、文学士(BA)と理学士(BSc)は、かつては大学だけに学位授与権が認められていたが、現在では、オランダ・フランダースアクレディテーション機構(NVAO)の認可を得ることにより、応用科学大学(HBO)も文学士と理学士を授与することができる。

学位の種類と取得に必要な標準修業年限・単位数

学位	大学(WO)	応用科学大学(HBO)
博士(PhD) ^(※1)	4年	-
工学専門職博士(PDEng) ^(※2)	2年(120 ECTS)	-
医学、歯学、獣医学、薬学修士	3年(180 ECTS)	-
修士(M)	-	1~2年(60~120 ECTS)
文学修士(MA)	1~2年(60~120 ECTS)	-
理学修士(MSc)	1~2年(60~120 ECTS)	-
学士(B)	-	4年(240 ECTS)
文学士(BA)	3年(180 ECTS)	-
理学士(BSc)	3年(180 ECTS)	-
準学士(Ad) ^(※3)	-	2年(120 ECTS)

(※1) 博士を授与する国際教育課程は1大学で提供されている。

(※2) Professional Doctorate in Engineering

(※3) Associate Degree

¹⁹ ボローニャ・プロセスは、加盟国の各国の教育制度を調和させ、学生と教員の移動を促進するという観点で設定された。ボローニャ・プロセスの目標は、構造上の均一性、透明性と質保証を主要な目的として、2010年までに欧州高等教育圏(European Higher Education Area, EHEA)を創設することであった。

2) 単位制度および成績評価

1999年にボローニャ宣言が採択されて以降、オランダをはじめ欧州を通じて高等教育に数々の改革が行われた。その一つとして、学生と教員の国内外の移動を促進し、質の保証に関する欧州内の協力を進めるために、学士、修士、博士からなる学位制度と単位制度、すなわち欧州単位互換制度（ECTS）が導入された²⁰。オランダの高等教育機関は、2002年に学士課程と修士課程にECTSを正式に採用した。博士課程にECTSは用いられていない。

ECTSの成績尺度は、留学先でECTSの単位制度の適用を受けて出された学生の成績を、帰国後の在籍機関の成績に読み替えるのに役立つように考案された。ECTSの成績尺度は、学生の学習達成度を測定し比較し、さらにある教育機関で修得した単位を別の教育機関に移動（Transfer）させる手段を与えている。

オランダでは、ECTSの成績尺度は、学生の留学先での学業に関して、留学先の教育機関が付けた成績に加えて提供される情報と捉えられている。留学先の機関が付けた成績自体を置き換えるものではない。

ECTSの成績尺度とオランダの成績尺度

ECTS 尺度	オランダ尺度	定義
A	10 ²¹	Outstanding
B	9	Very good
C	8	Good
D	7	More than satisfactory
E	6	Satisfactory
FX	5	Almost satisfactory
F	4	Unsatisfactory
	3	Very unsatisfactory
	2	Poor
	1	Very Poor

（本表は、Nuffic（2015）*Education system The Netherlands*, p.15 ページを基に NIAD-QE 評価事業部国際課にて作成）

3) オランダの全国資格枠組

オランダでも欧州の多くの国と同様に、国の資格枠組を発展させてきた。「オランダ資格枠組」（Dutch Qualifications Framework: NLQF）²²は、オランダの高等教育制度の構造を示したもので、高等教育機関に入学する前に学生が満たすべき要件、高等教育の種類、異なるレベルの課程の標準修業年限と、さらに上位のレベルの課程に移動する手段などが示されている。

²⁰ EU（欧州連合）は、学生の国際移動を容易にする手段として、学習量を測定する標準化システムであるECTSを導入した。1 ECTS単位は、フルタイムで28時間の学習量（対面授業、課題読書、自習、試験のプレゼンテーション等を含む）を表し、1年間（1学年度）の教育課程は60 ECTS単位（1,680時間）で構成される。

²¹ 成績評価でオランダの尺度の10が与えられることはほとんどない。

²² NLQF：Nederlands Kwalificatieraamwerk Hoger Onderwijs

オランダ資格枠組(NLQF)（枠内のECTS単位数は卒業/修了必要単位数を示す）

中等教育段階の学校の種類	第1段階（学士）		第2段階 （修士） レベル7	第3段階（博士） レベル8	
	レベル5	レベル6		デザイン工学 （工学博士） （標準2年）	博士 （標準 4年）
MBO/HAVO/VWO*	準学士 120 ECTS単位	学士 240 ECTS単位 専門職業志向	修士 60~120 ECTS単位		
VWO	180 ECTS単位 学術志向		60~180 ECTS単位	医学系専門分野 （標準3~6年）	

* MBO：上級中等職業教育訓練学校、HAVO：応用科学大学準備学校、VWO：大学進学準備学校

オランダ資格枠組（NLQF）と欧州資格枠組（EQF）の比較可能性

オランダ資格枠組は、欧州諸国間の学生の国際的移動と教育レベルの比較可能性を促進するため、欧州資格枠組を参照している。対応関係は次の通りである。

EQF	NLQF	オランダの学位・資格
8	8	Doctor
7	7	Master
6	6	Bachelor
5	5	Associate Degree
4	4+	VWO
4	4	MBO4/HAVO
3	3	MBO3
2	2	VMBO kb,gl and tl/MBO2
1	1	VMBO bb/MBO1

（本表は、Nuffic (2015) *Education system The Netherlands*, p.4 ページを基に NIAD-QE 評価事業部国際課にて作成）

4)カリキュラム

学習量

オランダの法令（高等教育・研究法, WHW）は学士課程を修了し学士（Bachelor）の学位を取得するのに必要な単位数を、ECTSの単位数により定めている。また、伝統的な大学（WO）が授与する学士と応用科学大学（HBO）が授与する学士とは明確に区別されている。大学（WO）の学士取得には180 ECTS単位が必要とされるのに対し、応用科学大学（HBO）で学士を取得するには240 ECTS単位が必要である。この修得単位数の違いは、中等教育段階の違いに起因している。大学（WO）が求める中等教育段階が、より高いレベルであるため、応用科学大学（HBO）の学生が同等のレベルに達するには、より多くの単位を修得しなければならない。一方で、応用科学大学（HBO）の教育は、専門職業

の養成に重点を置いている。修士（Master）の取得に必要な ECTS の最低修得単位数もまた、法律で定められている。60 単位が修士課程の大半（人文科学、経済学、社会科学、法学の大抵の分野）で必要とされるが、一部の課程（主に自然科学の分野）は 120 ECTS 単位であり、さらに他の課程では 180 ECTS 単位（医学）から 240 ECTS 単位まで幅がある。

5) ディプロマ・サプリメント

ディプロマ・サプリメント（Diploma Supplement）は EU モデルに基づいた文書で、個々の学生の高等教育修了証書に補足文書として添付される²³。オランダの高等教育機関は、2006 年 1 月 1 日から正式にディプロマ・サプリメントを導入している。現在では、大多数の学生に、取得した高等教育修了証書とともに、EU モデルのディプロマ・サプリメントが交付されている。

5 高等教育所管官庁および高等教育関係団体

政府関係省庁

以下に挙げる政府の関係省庁は、オランダの高等教育政策に対する責任を負う。

- Ministerie van Onderwijs, Cultuur en Wetenschap（オランダ教育・文化・科学省）：
<http://www.minocw.nl/>
- Dienst Uitvoering Onderwijs : DUO（教育・文化・科学省教育行政機構）：
<https://duo.nl/particulier/>

研究カウンスル

- De Nederlandse Organisatie voor Wetenschappelijk Onderzoek : NWO（オランダ科学研究機構）：<http://www.nwo.nl/>
- Koninklijke Nederlandse Akademie van Wetenschappen : KNAW（オランダ王立芸術科学アカデミー）：<http://www.knaw.nl/>

代表団体

- Vereniging van Universiteiten : VSNU（オランダ大学協会）：<http://www.vsnu.nl/>
- Vereniging Hogescholen（応用科学大学協会）：<http://www.vereniginghogescholen.nl/>

質保証機関

- De Nederlands-Vlaamse Accreditatieorganisatie :
NVAO（オランダ・フランダースアクレディテーション機構）²⁴：<http://www.nvao.net/>
- Quality Assurance Netherlands Universities : QANU（オランダ大学質保証機構）：
<http://www.qanu.nl/>

²³ ディプロマ・サプリメントは、欧州諸国で授与される資格（ディプロマ、学位、サーティフィケート）の国際的な透明性を確保し、学術的にも専門職業上も公正な承認を促進することを目的として開発されたものである。EU の欧州委員会、欧州評議会及び国際連合教育科学文化機関（UNESCO）が共同で策定した定型書式があり、各高等教育機関はこれに沿って作成したものを交付している。

²⁴ NVAO は評価チームの長（secretaries）の研修を行う。評価チームの長は通例、他の質保証機関（QANU, Hobeon, NQA など）および高等教育機関により雇用され、評価チームの構成と外部レビューに関する助言を行う。

- Certiked VBI bv (Lloyd's Register Nederland B.V.) : <http://www.lloydsregister.nl/nl/>
- Hobéon Certificering bv (Hobéon) : <http://www.hobéon.nl/>
- Netherlands Quality Agency (NQA) : <http://www.nqa.nl/>
- Evaluatiebureau voor het Hoger Onderwijs (AeQui)
- MusiQuE Quality Enhancement (MusiQuE) : <http://www.musique-qe.eu/>

国際的な学生移動の推進・支援を担う機関

- Nuffic: <http://www.nuffic.nl/>
教育の国際化に関わる機関で、国内外で取得された職業資格、オランダ国外で取得された学位・資格、及びオランダ国内で取得された学位・資格の承認に関する業務を行っている。
 - Dutch ENIC/NARIC (オランダ高等教育情報センターネットワーク/全国学術承認センターネットワーク (ENIC/NARIC)) : <http://www.enic-naric.net/netherlands.aspx>
オランダの高等教育に関する情報、特に学生・教員と専門労働者の国際移動に関する現下の問題と国外で取得された学位・資格の承認に関する情報を提供している。

6 主な学生組織

LSVb (オランダ全国学生連盟) <http://www.lsvb.nl/> [英語・オランダ語]

LSVb はオランダ各地の学生自治会 12 団体からなる連盟で、1983 年に設立された。各地の学生自治会はそれぞれの地域やその地域の大学における学生の権利を保護する役割を担っており、LSVb はオランダ政府や地方自治体、大学、DUO（教育・文化・科学省教育行政機構）が学生の利益に配慮するよう働きかける組織である。学生の声が届くよう、議員らや教育担当大臣、その他高等教育の利害関係者との協議を行い、全ての学生が継続的に高等教育に参加できる環境の整備、教育の質の維持・向上にむけた取組みを行っている。また、授業料を適切な水準に抑えるよう働きかけているほか、研修・職業訓練や住居、無償の法的支援に関するサービスも行っている。

Interstedelijk Studenten Overleg (ISO) <http://www.iso.nl/> [英語・オランダ語]

ISO はオランダ国内最大の学生団体。70 万人に及ぶ学生の利益を追求する団体であり、1973 年にアムステルダムで設立された。ISO の目的は全大学 (WO)、応用科学大学 (HBO) の学生を代表すること、各人の経済事情にかかわらず、意欲と教育プログラムを修了できる程度の知的能力を持つ学生に対して、すべての人が高等教育機関にアクセスできるようにすること、質の高い高等教育制度を追求すること、また、これらの目的に資する国内外の基準を順守することとしている。

7 授業料および学生に対する財政支援

1) 授業料

オランダの大学（WO）および、応用科学大学（HBO）は学士課程、修士課程²⁵のいずれにおいても授業料を課しているが、その額は大学や学問分野によって異なる。オランダ又は他の EU 加盟国の国籍を持ち、フルタイムの教育課程を履修する 30 歳未満の学生に対する授業料の上限額はオランダ政府により定められている。それ以外の学生（30 歳以上のフルタイム学生、出身地が EU 加盟国以外の学生、学生財政支援を受ける資格を持たない外国人学生、パートタイムの学生）については、各大学が授業料を定めることができる。授業料の額は、大学（WO）および応用科学大学（HBO）とも共通で、EU 加盟国の学生の場合で年間約 1,906 ユーロからとなっている。EU 以外の国・地域出身の学生は、オランダ及び EU 加盟国出身の学生に比べ授業料が高い場合が多く、またオランダ及び EU 加盟国出身の学生でも 30 歳以上であれば授業料は高くなる。

2) 学生に対する財政支援²⁶

オランダ教育・文化・科学省は高等教育へのアクセシビリティ（参画しやすさ）を保証するため、学生に対する経済援助について責任を負っている。オランダの政府系機関で、DUOの略称で知られる Dienst Uitvoering Onderwijs（教育・文化・科学省教育行政機構）は、同国の学生の財政支援を担う組織で、学生財政援助法（WSF²⁷ 2000年）の定めに基づき、大学（WO）又は応用科学大学（HBO）に在籍するオランダ人学生は基本的に所定の条件の下で、DUOを通じてオランダ教育・文化・科学省による財政援助を受ける資格がある²⁸。

学生に対する財政支援の種類

学生に対する財政支援は以下の4種類から構成される²⁹。

- (1) 学生ローン
- (2) 授業料向けローン（大学又は応用科学大学の学生のみを対象）
- (3) 補完的奨学金（成果連動型）
- (4) 旅費・交通費助成金（成果連動型）

基本的には、EU/EEA圏およびスイスの学生が財政支援の対象であるが、授業料向けローンに限って、大学（WO）又は応用科学大学（HBO）においてフルタイムまたはダブルディグリーの課程に在籍する学生は、国籍要件が不要となっている。また、補完的奨学金及び旅費・交通費助成金は、「成果連動型」（Performance-based grant）で支給される。成果連動型とは、学生が在学中に貸付型の奨学

²⁵ 博士課程の場合、一般的には大学に雇用される形式であるため、基本的には学費の徴収を行わない。

²⁶ 2015年1月、オランダ議会は新たな奨学金制度の法律を可決した。最大の変更点は、従来オランダで給付されていた基礎奨学金が廃止されたことである。学生に対する財政支援は、追加奨学金、旅費・交通費助成金、学生ローン、授業料向けローンとなる。当奨学金制度は、2015年9月に入学する学生から適用される。

²⁷ 学生財政援助法：Wet op de studiefinanciering

²⁸ DUOは2010年1月1日に設立された組織で、前身はInformatie Beheer Groep: IB-Groepである。

²⁹ 以前は、基礎奨学金（成果連動型）があったが、2015年9月に廃止されている。ただし、既に当制度を利用している学生に対しては、継続して適用されている。

金として受け取り、10年以内に学位等の資格を取得できれば返済は免除されるが、期限までに取得できなかった場合は返済しなければならないというものである。

1. 学生ローン (Loans)

学生はDUOに対してローンを申請することもできる。授業料の借り入れを含め、最大1か月あたりおよそ1037.63～1042.13ユーロ借り入れることが可能である。借入額を決める際には学生ローンは成績や学位等の取得とは無関係であり、学業が終了した時点で返済が始まる。学生ローンについては利子を支払う必要がある。2018年の金利は年率0%となっている。

2. 授業料向けローン (Tuition fees loan)

通常の学生ローンに加え、大学（WO）又は応用科学大学（HBO）の学生は授業料の納付に充当するためのローンを申請することができる。学生は成果運動型奨学金又は学生ローンを申請する場合においても、授業料向けローンを同時に申請することができる。原則として、ローンの返済期間は15年間³⁰である。授業料向けローンの返済額は借入総額を180か月（15年間）で割って算出し、毎月返済する。また、所定額での返済が困難である場合、返済の減額申請も可能である。この場合、DUOは申請者の2年前の収入を基準に返済額を算定する。

3. 補完的奨学金 (Supplementary grant)

学生は学生ローンおよび授業料向けローン（2015年8月以前は基礎奨学金）に加えて補完的な奨学金も申請することができる。受給額は保護者の収入状況に応じて異なる。この奨学金は高等教育の最初の5か月（または、中等職業教育の最初の12か月）については、返済する必要がない。また、10年以内に卒業すれば、残りの額についても返済義務が生じない。受給額は、最大で1か月あたり389.16ユーロである。

4. 旅費・交通費助成金 (Student travel product)

旅費・交通費助成金も学生への財政支援の一部であり、学生は財政支援の資格を有する期間を通じて、旅費・交通費助成金を受ける資格がある。旅費・交通費助成金により、電車、バス、地下鉄、路面電車が無料又は割引料金で利用できる。学生は平日又は週末に有効のシーズンパスのどちらかを選ぶことができる。

8 高等教育関係法令

- 高等教育・研究法（WHW）1993年制定（最新の改正 2017年）
- 成人・職業教育法（WEB）³¹ 1996年制定
- 学生財政支援法（WSF）³² 2000年制定

³⁰ 2015年9月に返済期間が15年から35年に変更された。

³¹ 成人・職業教育法：wet educatie en beroepsonderwijs

³² 学生財政支援法：Wet op de studiefinanciering

1) 留学生受入れに関する条例

2006年5月1日、オランダの高等教育機関が外国人学生の受け入れにあたっての行動規範を定めた、オランダで高等教育を受ける外国人学生に関する条例「Code of Conduct」³³が施行された。各教育機関はこの条例に署名をすることで、留学生に対し提供する教育プログラムの質や学生の募集、選抜、助言に関する手続きを保証するものとなっている。なお、本条例に署名した教育機関のみが外国人学生を募集することができる。

外国人学生に対する情報提供³⁴

本条例は教育機関に対し、それぞれの教育プログラムに関する信頼できる情報を、留学生に提供することを義務付けている。具体的にはアクレディテーションの状況や教育の質、入学要件、その他留学生にとって重要な規則や手続きなどに関する情報である。

教育機関は、本条例に基づいて、ビザや滞在許可証の取得の補助や住居の提供、オリエンテーション、学生に対する相談支援等の外国人学生に提供できるサービス内容及びこれらのサービスにかかる費用について、英語または当該プログラムの教授言語、あるいは留学生の母語によってわかりやすく情報提供しなければならない。

なお、EU加盟国以外の国・地域出身の学生が本条例に署名していない高等教育機関のコースを履修しようとした場合、オランダ滞在のためのビザは発給されない。

³³ Gedragscode internationale student in het Nederlandse hoger onderwijs

³⁴ 条例の全文についてはNufficが運営するウェブサイトInternationalstudy.nl [英語] を参照のこと。本サイトには条例に署名した教育機関のリストのほか、学生の立場から自身の所属する教育機関が本条例の規定に従っていないと思われた場合にどう対処すべきかといった情報も掲載されている。

III. 質保証制度

1 質保証制度の概要

オランダ高等教育・研究法（WHW）は、大学（WO）ならびに応用科学大学（HBO）が提供するすべての学位プログラムに対して、定められた基準に基づき周期的な評価を受けることを義務付けている。この評価は**アクレディテーション（accreditation）**と呼ばれている。アクレディテーションの実施主体は、オランダ・フランダースアクレディテーション機構（NVAO）であり、現行の評価サイクルでは、**機関別オーディット（Institutional audit）**と**プログラム評価（Programme assessment）**が連動したシステムを運用している。

NVAO が実施するアクレディテーションは、準学士、学士および修士の学位プログラムを評価対象としている。博士のプログラムはアクレディテーションの対象外となっており、大学自らが博士プログラムの質に対する責任を負うものとなっている。

評価を通じて適格認定を受けた（accredited）プログラムは、6年間を認定期間として、「CROHO（Central Register of Higher Education Study Programme）」と呼ばれる高等教育プログラム登録簿に登録される。同時に、登録されたプログラムのみが政府による学生への財政支援の受給資格を得ることとなる。

NVAO は、アクレディテーションの他にも、**新規の高等教育機関および学位プログラムの認可・認定**や、高等教育機関や学位プログラムの**優れた質的特徴に着目した選択評価（Assessment of distinctive (quality) features）**などの評価活動も行っている。

さらに、大学、オランダ科学研究機構（NWO）及びオランダ王立芸術科学アカデミー（KNAW）は公的資金を受けた高等教育機関が実施するすべての研究活動を対象に、6年に一度の**研究評価**を実施する。オランダ大学協会（VSNU）³⁵によって策定された「標準評価プロトコル」（Standards Evaluation Protocol: SEP）に基づき、大学、オランダ科学研究機構（NWO）、及びオランダ王立芸術科学アカデミー（KNAW）が自ら評価を実施する方式が採用されている。

2 高等教育質保証の沿革

1980～1990年代：オランダにおける教育評価の導入期

オランダでは、研究評価が教育評価よりも一足早く始動し、1983年に「The Conditional Policy」（CF）と呼ばれる政策下で研究費の使途に関する評価が始まった。その2年後の1985年発表の政策文書「高等教育における自治権と質」（通称HOAK文書）では、質の評価は研究のみならず、高等教育機関の主要な活動すべてを対象とすべきであるとの考えが提示された。このことが、教育の質評価プロセスの開発の必要性を生じさせた。この考えに基づき、オランダ大学協会（VSNU）によって大学における教育の質評価手法の開発が始まった。

³⁵ Vereniging van universiteiten (VSNU)

国内の先例である CF の評価手順と米国の専門分野別アクレディテーションを参考に、質評価手法が設計され、1987～88 年度に教育プログラムごとのアセスメントという形で新たな評価が試行的に導入された。オランダ国内の大学が提供する全てのプログラムを対象とし、6年に一度、VSNU は専門家委員会を設置し、大学で実施されるすべてのプログラムについて学問分野ごとに評価を行った。教育の質の評価を行う上で、大学と同様の原則を応用科学大学(HBO)にも用いて 1990 年にプログラム評価が開始された。

1993 年に制定された高等教育・研究法 (WHW) により、高等教育機関自身が教育プログラムを開発する権利が認められた一方で、教育研究の質に対する責任も機関が持つこととなった。質の管理は、機関自身が行うほか、学外の専門家、さらに政府を代表してオランダ教育視察団 (オランダ語で Inspectie van het Onderwijs)³⁶も関与することとされた。政府は原則として、予算が適切に配分され、意図した結果が達成されているかどうかを事後的に評価するという役割を担った。

2000 年代：第三者評価の導入と NVAO の設立

2002/03 年度の学士・修士・博士の学位構造の導入に伴い、オランダ当局は、教育の質を保証するための第三者評価 (アクレディテーション) に対する重要性を認識した。2002 年 7 月に、アクレディテーション法³⁷が制定されると、同年オランダアクレディテーション機構 (NAO)³⁸が設立され、翌 2003 年にアクレディテーション制度 (第 1 サイクル: 2003～2010 年) が始動した。NAO はその後、オランダとベルギー・フランダース地方の間の国際協定 (2005 年) に基づき、オランダ・フランダースアクレディテーション機構 (NVAO) に改組された。

第 1 サイクルの評価制度は、既に公的に認められているプログラムを対象に、(1)受審プログラムによる自己評価、(2) NVAO が認定した質保証機関による評価、(3) NVAO による判定という 3 段階のプロセスが採用されていた。NVAO は、質保証機関が遵守すべきプロトコルの開発のほか、NVAO が定める要件に沿って評価業務を実施しうる質保証機関の名簿の更新³⁹や、2年ごとに質保証機関の審査 (メタ評価) を行うといった役割も担っていた。

また、2003 年には、オランダにおける研究評価の制度が大きく転換した。以前は、VSNU が 5 年ごとに学問分野別の研究評価を実施していた。2003 年以降は、VSNU 等によって策定された「標準評価プロトコル」(Standards Evaluation Protocol: SEP)に基づき、大学、オランダ科学研究機構 (NWO) 及びオランダ王立芸術科学アカデミー (KNAW) が自ら評価を実施する方式となった。公的資金による研究への評価は 6 年に一度行われ、現在もこの制度が維持されている。

2010 年代：機関別評価とプログラム評価を組み合わせた評価制度の実施

オランダでは、2011 年から第 2 サイクルの評価制度が始まった。第 2 サイクルの評価制度の設計にあたっては、高等教育機関に質の文化を醸成することや、評価を受ける教育機関側の事務負担を軽減することなどが考慮された。その結果、プログラム評価の制度を維持しながらも、第 2 サイクルの制

³⁶ オランダ教育視察団は、外部質保証制度の評価を行い、高等教育の状況について年次報告書を作成する。学生から苦情があった場合や法令順守を行っていないことが示された場合は、調査を行うことができる。また、新たな高等教育機関の法的状況について大臣に助言を行う他、高等教育の質に関して分野別調査を行うこともできる。なお、オランダ教育視察団と NVAO による監督の重複を防ぎ、双方が効率的に活動するため 2014 年 3 月、両者は連携協力協定を締結した。

³⁷ Wet op de accreditatie

³⁸ Nederlandse Accreditatie Organisatie

³⁹ 2006 年当時の質保証機関名簿には、オランダの QANU (Quality Agency Netherlands Universities) やドイツの FIBAA (Foundation for International Business Administration Accreditation) など、7 機関が登録されていたが、第 2 サイクルの開始とともにこの名簿はなくなった。

度に機関別オーディットが新たに加わった。また、評価基準数の異なる2種類のプログラム評価が導入され、機関別オーディットで適格判定を受けた機関は、評価基準数の少ないプログラム評価を受ける仕組みとなった。第2サイクルは2016年まで続けられ、2017年からは第3サイクルの評価制度が始まった。

第3サイクルにおける評価の仕組みを策定するにあたっては、学生や教職員の関与を増やす一方、教育機関側の事務負担についてさらなる軽減を目指すよう考慮された。第3サイクルにおける評価制度の概要についてはp.21に後述する。

3 質保証制度の種類

1) 高等教育機関の認可

オランダには、政府から資金助成を受けていない私立の機関がRPHO機関と呼ばれる、大学、応用科学大学以外の高等教育機関としての認可を得るために、オランダ教育・文化・科学省に申請する仕組みがある。RPHO機関は、公的資金を受ける大学(WO)や応用科学大学(HBO)とは別の機関種として、オランダ高等教育・研究法で規定されている。これらの機関は、政府からの助成のない私立の機関である。一旦認可されると、当該機関が実施するプログラムは同法により承認され、授与する資格は大学(WO)や応用科学大学(HBO)が授与する資格と法的に同等のものと位置付けられる。なお、大学(WO)と応用科学大学(HBO)の認可については、法令などに明確な定めはない。

RPHO機関としての認可を得るためのプロセスは、以下の3段階で構成される。審査にはオランダ教育・文化・科学省、NVAO、オランダ教育視察団の三者が関わる。

(1) NVAOによるプログラムのアセスメント

はじめに、申請機関は、機関設置の認可を受けるための手続きとして、NVAOによるプログラムのアセスメントを受審する必要がある。このアセスメントは第2サイクル(2011-2016)においては包括的アクレディテーション(p.35参照)と同じプロセスによって行われたが、プログラム設置に向けた事前審査という趣旨ではなく、現在既に行われているプログラムの質に焦点が当てられて評価が行われており、達成された学習成果の質を測るため、評価が行われるプログラムは卒業生を一度は輩出している必要がある。6か月間の評価プロセスを経て、評価結果が決定される。2017年1月から始まった第3サイクルにおいては、プログラム評価と同じプロセスによって評価が行われている。

(2) オランダ教育視察団の勧告

NVAOより良好な評価結果を得ることができた場合、申請機関は、オランダ教育視察団に対して勧告を求める。視察団は、オランダ高等教育・研究法の遵守とともに、RPHO教育機関に求められる継続性を審査し、オランダ教育・文化・科学大臣に対し、勧告を行う。

(3) オランダ教育・文化・科学大臣による認可

NVAOおよびオランダ教育視察団による評価・提言に基づき、大臣が申請機関に対してRPHO機関としての認可を行う。

認可された機関は、(1)でNVAOによる評価を受けたプログラム以外のプログラムについても包括的プログラム評価(第2サイクルにおいては包括的初期アクレディテーション)を受審することができ

る。また、機関別オーディットに申請する権利も有する。機関別オーディットを受審し、適格判定を得られると、限定的プログラム評価（p.25 参照）の枠組みによる受審が可能となる。

2) 外部質保証の枠組み

第2サイクル（2011～2016年）

オランダの高等教育における外部質保証の枠組みでは、個々のプログラムの質に着目したプログラム単位での第三者評価が行われている。さらには、第2サイクルより機関単位での内部質保証の取組状況について評価する機関別オーディットの仕組みも導入された。この機関別オーディットは、機関がプログラムの質の改善に組織的に取り組んでいることの証明となるものである。

オランダの高等教育における第三者評価は、以下の内容で構成される⁴⁰。

- 機関別オーディット (Institutional quality assurance assessment/通称: Institutional audit)
 - 高等教育機関が、教育の質についての理念に基づいて効果的な内部質保証システムを構築し、提供するプログラムの質を担保し得るものとなっているかを評価する。
- 限定的/包括的プログラム評価 (Limited/extensive programme assessment)
 - オランダ国内で公的に認められた高等教育資格を授与し、オランダ政府認定の高等教育プログラム登録簿 (Central Register of Higher Education Study Programme: CROHO) に登録済みプログラムを対象に行われる。評価基準数の異なる2種類の評価があり、機関別オーディットで適格 (Positive) 認定を受けた機関のプログラムは基準数の少ない限定的プログラム評価を、機関別オーディットを受審していないあるいは不適格 (Negative) 判定を受けた機関のプログラムは基準数の多い包括的プログラム評価をそれぞれ受審する。
- 限定的/包括的初期アクレディテーション (Limited/extensive initial accreditation)
 - CROHO に未登録のプログラムを評価対象とする。CROHO に登録されたプログラム向けの評価と同様に、機関別オーディットの評価結果によって、限定的または包括的のいずれかのアクレディテーションを受審する。
- 優れた質的特徴に着目した評価
 - 高等教育機関またはプログラムにおける優れた質的特徴 (distinctive features) を明らかにするための受審義務のない任意の評価。当該機関またはプログラムは、希望によりあらゆる種類の質的特徴について申請することができるが、最近、NVAO は国際化の状況や起業家教育を含む特定の質的特徴に関する評価の枠組みを設定している。

第3サイクル（2017年～）

第2サイクルの間、高等教育機関側からは評価制度の導入によって、高等教育制度の信頼が高まったものの、評価に伴う負担軽減を求める声があった。2017年1月から始まった第3サイクルの評価システムは、既存の高等教育質保証システムを、さらにオランダの今の時代に合ったものとなるよう、また、機関・プログラム側の評価負担軽減に配慮するように最適化を図ったものとされている。

- プログラム評価において、すべてのプログラム（新規/既存、学術/職業教育、準学士/学士/修士）に対して、同一の枠組みが適用される。
- 自己評価書の作成にあたって、特定の様式は提供されず、大学独自の様式または既存の文書を用いて自己評価書を作成することが可能になる。

⁴⁰ NVAO が 2014 年 12 月に発表した文書「Assessment frameworks for the higher education accreditation system」にアクレディテーション制度の骨子が示されている。

- 訪問調査の際に、評価チームが追加の資料を受審機関に要求する場合、受審機関側の意向が優先され、評価チームは一定の制約を受けることがある。
- その他の詳細な変更点は下記を参照のこと：
https://www.nvaio.com/system/files/procedures/Important%20differences%20assessment%20frameworks%202014-2016_0.pdf

なお、第3サイクルとしての新制度の開始時期に関して、プログラム評価は、2017年11月から、また機関別オーディットについては、第3サイクルに入った後の申請から適用されている。

第三者評価の種類

名 称	第2サイクル（2011～2016年）			
	機関別オーディット	限定的/包括的初期 アクレディテーション	限定的/包括的 プログラム評価	優れた質的特徴に着目した評価
の	第3サイクル（2017年～）			
	機関別オーディット	プログラム評価（限定的/包括的）		機関別オーディット /プログラム評価（限定的/包括的）
機 関	NVAO	NVAO	NVAO その他質保証機関 ⁴¹	NVAO その他質保証機関
実 施	機関別	プログラム別		プログラム別
目 的	機関において内部質保証システムが機能しているか評価する	CROHOへの登録 オランダ教育・文化・科学大臣に認可された学位授与権の取得	CROHOへの登録更新 オランダ教育・文化・科学大臣に認可された学位授与権の継続	高等教育機関またはプログラムにおける優れた質的特徴（distinctive features）を明らかにする
受 審 対 象	受審を希望する機関	CROHOに未登録のプログラム	CROHOに登録済みのプログラム	受審を希望する機関
実 施 時 期	任意 ⁴²	義務 CROHOへの登録申請時 ⁴³	義務 6年ごと（失効する1年前に申請）	任意

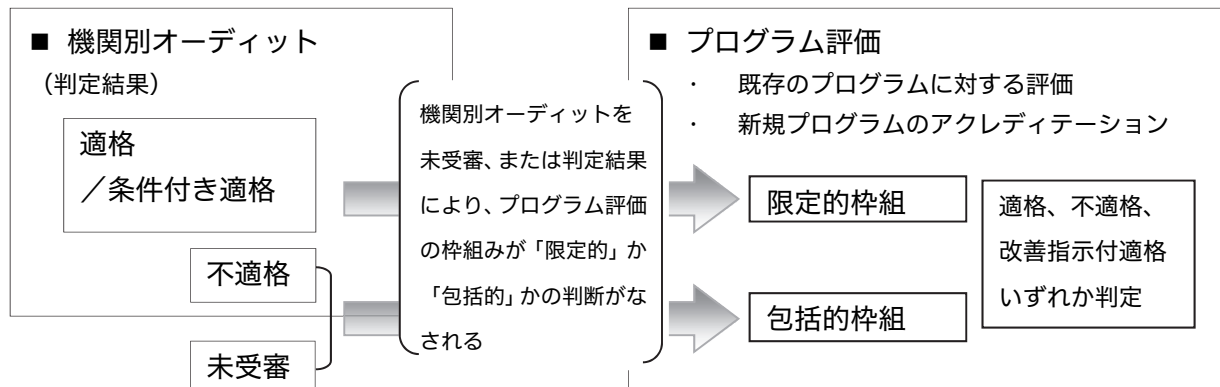
⁴¹ オランダの質保証機関については、本書 p.13 を参照のこと。高等教育機関は NVAO の研修を受講した外部の評価チームの長（Secretary）を雇用しなければならない。実際には評価チームの長は質保証機関に対して働くが、質保証機関は第1サイクル時に有していた正式な役割は果たさなくなった。現在は、質保証機関のリストはなく、研修を受講した評価チームの長のリストがある。

⁴² 機関別オーディットにおいて「適格判定」が得られた機関は、より負担の軽い「限定的」初期アクレディテーション/プログラム評価を受審することができる（ただし、これまで私立の機関への適用はない）。

⁴³ 高等教育機関が新たに設立されたり、既存の高等教育機関がプログラムを新設する場合は想定される。

第3サイクルにおける評価制度においては、新規プログラムに対する評価（初期アクレディテーション）及び第2サイクルにおけるプログラム評価は「プログラム評価」に統合される。さらに、優れた質的特徴に着目した評価は、機関別オーディットまたはプログラム評価のいずれかに組み込まれることになる。詳細は、第3サイクルにおける評価制度と併せて後述する。

第3サイクルにおける評価制度の全体図



(1) 機関別オーディット

機関別オーディットは、高等教育機関が、教育の質についての理念に基づいて効果的な内部質保証システムを構築し、提供するプログラムの質を担保し得るものとなっているかについて評価することを目的とする。各機関が提供する個々のプログラムの質を評価するものではない。

機関別オーディットは第2サイクルから開始されたものであり、適格認定期間は6年間である。高等教育機関は、この期間が満了するまでに、次期の適格認定を受けるために機関別オーディットを任意で受審する。なお、第3サイクルにおいては、前回のサイクルにおいて適格判定を受けている機関については、審査の際に過去の評価結果が考慮される。

評価基準(第3サイクル(2017年11月-)の評価基準)

基準1：理念と方針 (Philosophy and policy)

機関は、広く支持された、教育上の理念 (educational philosophy) を有し、自学の教育に一致させ、かつ、内部質保証に焦点を当てた方針を追求すること。

基準2：実施 (Implementation)

機関は、教育上の理念をより効果的な方法で実現し、特に職員、学生評価、サービスと施設、障がいを持つ学生に関して、適切な取組みとプロセスによって示すこと。

基準3：評価とモニタリング (Evaluation and monitoring)

機関は、教育の質に関して設定した方針や目標が達成されたか体系的に評価すること。関係者はこのプロセスに関与すること。

基準4：発展 (Development)

機関は、自学の発展に重点を置き、教育の改善に体系的に取り組むこと。

評価体制

オーディットを実施するための評価チーム (audit panel) は NVAO が指名する。評価チームは最低 4 名で構成し、うち 1 名は学生であることが要件となっている。

新たな枠組の下では、評価チームの全メンバーは機関別オーディットに特化した研修や説明を NVAO から受ける。また評価チームは、直接的、間接的に利害関係に結びついていない（評価チームのメンバーは、最低でも 5 年は審査対象機関と直接・間接的な関わりがない）ことが、評価チームの独立性に関する基準の中で求められている。

なお、機関別オーディットの場合、評価チームのメンバーに対して求められる専門性の範囲がさらに拡大し、質保証制度の効力や社会的側面、職業分野等にまで及ぶ。

評価プロセス

<p>第 1 段階 NVAO と受審機関 間の事務協議</p>	<p>受審機関の組織の多様性や評価で期待される国際性の度合いを考慮した評価を行うべく、最初に NVAO と受審機関間の事務協議が行われる。機関の組織体制、(海外の専門家も含めた) 評価チームの構成、使用言語、スケジュール、機関から提出可能なデータ等が確認される。</p>
<p>第 2 段階 NVAO による 基礎資料の作成</p>	<p>事務協議に基づいて、NVAO は受審機関の基礎資料 (accreditation portrait) を作成する。過去 6 年間 (前のサイクル) における新規・既存のプログラム評価の受審結果等の情報がまとめられ、評価チームに提供される。また、評価対象校にも事前に渡される。</p>
<p>第 3 段階 自己評価書作成</p>	<p>受審機関は、自己評価書 (self-evaluation report) を、プログラムの質をどのように管理しているか、評価基準に沿って機関の強みや弱みを交えて作成する。自己評価書は 50 ページを上限とし、教育のミッション、戦略計画 (準備可能な場合)、組織図及び質保証計画書等の最小限の添付資料が求められる。</p>
<p>第 4 段階 訪問調査</p>	<p>訪問調査は 2 回に分けて実施され、合わせて 2~5 日間の日程が組まれる。</p> <p><u>1 回目 (1 日間の準備的訪問)</u> 1 回目の訪問調査は準備的な意味合いをもつ。機関の経営層の関心、学生・教員・関係者の満足度等を把握し、調査の焦点を確認する。また、顧問委員会、経営陣、教育担当責任者、質保証業務担当者、教員代表者、学生代表者と面会する。</p> <p><u>2 回目 (詳細調査)</u> 2 回目の訪問は、1 回目の 2~4 週間後に行われる (第 3 サイクルでは、再審査の場合で、かつ、受審機関による申し出があった場合、1 回目と 2 回目の訪問を連続して行うことができる)。1 回目の訪問で整理された調査の焦点について、評価チームと受審機関の代表者による議論を行う。評価チームは議論を通じて、受審機関の質保証システムの機能状況を確認する。</p>
<p>第 5 段階 評価報告書作成</p>	<p>評価チームは、評価報告書 (advisory report) を 30 ページを上限に作成する。この評価報告書には、評価チームによる基準毎および全体の評価結果が含まれる。報告書は評価チームの全会一致の承認の後、NVAO から受審機関に送付され、事実認識等の確認期間が設けられた後、最終的に NVAO が評価結果を判定する。</p>

評価結果

基準毎の判定	<ul style="list-style-type: none"> • Meets the standard（基準を満たしている） • Does not meet the standard（基準を満たしていない） • Partially meets the standard（基準を部分的に満たしている）
総合判定	<ul style="list-style-type: none"> • Positive（適格） • Negative（不適格） • Conditionally positive（条件付適格）

<判定ルール>

- 総合判定「適格」 ⇒ 全ての基準について「基準を満たしている」と判定されていること。
- 総合判定「条件付適格」 ⇒ 4基準のうち「基準を部分的に満たしている」との判定が1基準、または2基準であること。
- 総合判定「不適格」 ⇒ 1基準でも「基準を満たしていない」との判定、または、「基準を部分的に満たしている」との判定が3基準以上の場合。

Positive（適格）の評価結果には、6年間の適格認定期間が与えられ、この評価を受けた機関のプログラムは「限定的プログラム評価」を受審することとなる。

Conditionally positive（条件付適格）の評価結果には最大2年間の適格認定期間が与えられ、この評価を受けた機関のプログラムは、その期間中、限定的プログラム評価を受審する。この場合、プログラム評価で得られる適格認定期間も最大2年間となる。当該機関は、定められた期間内に追評価を受審し、適格認定を得なければならない。適格判定を得た場合は、プログラム評価の適格認定期間が6年間に延長される。一方、追評価を受審していないまたは適格を得られなかった場合、条件付適格の判定は消滅する。

Negative（不適格）の評価結果の場合、3年間は機関別オーディットの受審ができない。この評価を受けた機関のすべてのプログラムは、包括的枠組を用いたプログラム評価を受審することとなる。なお、基準1または基準4で「基準を満たさない」との判定が下された場合、総合判定は常に不適格となる。

(2) プログラム評価

NVAOは、第2サイクルにおいては、既存のプログラムに対して基準の数が異なる2つの枠組みでプログラム評価を実施していた。1つは、機関別オーディットで適格認定を受けた機関のプログラムが受審する「限定的プログラム評価」(Limited programme assessment)、もう一方は、機関別オーディットを受審していないあるいは不適格の判定を受けた機関のプログラムが受審する「包括的プログラム評価」(Extensive programme assessment)である。また、これとは別に、新規のプログラムに対する評価(初期アクレディテーション)の枠組みも独立して存在した。第3サイクルにおいては、既存のプログラムに対する2つのプログラム評価の枠組みに、新規プログラムに対する評価の枠組みを含有する形となっている。

第3サイクルからは、様々なプログラム(学術的/職業的な高等教育、準学士プログラム、既存/新たなプログラム)に対して同じ評価基準、実施体制やプロセスを適用する。ただし、評価対象が既存のプログラムか、あるいは新規のプログラムであるかによって、評価の際に着目する点が異なる。既存のプログラムを評価する場合、学習成果、教育内容、学習環境、学生評価、教員評価において達成された質(quality achieved)に着目するが、新規のプログラムの場合には、計画、事前準備、また、必要に応じて、達成された質に着目した事前評価として行われる。

評価基準(第3サイクル(2017年11月-)の評価基準)

限定的プログラム評価(4基準)

身に付けることが期待される学習成果 (Intended learning outcomes)

基準 1: プログラムのレベル、目的と結びついた、身に付けることが期待される学習成果を示し、職業分野や原則、国際的な要件にも連動していること。

教育と学習の環境 (Teaching-learning environment)

基準 2: カリキュラム、教育学習環境、教員の質が、身に付けることが期待される学習成果の達成を可能にするものであること。

学生に対する評価 (Student assessment)

基準 3: 教育プログラムが、学生の学習成果を測るための十分なシステムを適切に備えていること。

達成された学習成果 (Achieved learning outcomes)

基準 4: 教育プログラムにおいて、身に付けることが期待される学習成果が達成されていることを証明すること⁴⁴。

包括的プログラム評価(11基準)

身に付けることが期待される学習成果 (Intended learning outcomes)

基準 1: プログラムのレベル、目的と結びついた、身に付けることが期待される学習成果を示し、専門分野や原則、国際的な要件にも連動していること。

カリキュラム；志向性 (Curriculum ; orientation)

基準 2: カリキュラムが、適切な（職業上/学術上の）研究および専門の実務上の能力の習得を志向したものであること。

カリキュラム；内容 (Curriculum ; content)

基準 3: カリキュラム内容が、学習成果の達成を可能にするものとなっていること。

カリキュラム；学習の環境 (Curriculum ; learning environment)

基準 4: カリキュラム構造が、学習を奨励し、身に付けることが期待される学習成果の達成を可能とするものとなっていること。

入学 (Intake)

基準 5: カリキュラムが、入学した学生の資質に即していること。

教職員 (Staff)

基準 6: カリキュラム内容、教育的専門性の観点で、カリキュラムの実施に適任の教職員のチームが配置されていること。チームが十分な規模となっていること。

施設設備 (Facilities)

基準 7: 学生の宿舍および施設設備が、カリキュラムを実施する上で十分であること。

学生支援 (Tutoring)

基準 8: 学習指導および学生への情報提供が学業を進展させ、また学生の要望に基づいたものとなっていること。

質保証 (Quality assurance)

基準 9: プログラムは明確かつ、質保証制度により広く支持されていること。質文化を促進し、発展に焦点を置くものであること。

学生の学習成果の評価 (Student assessment)

基準 10: 教育プログラムが、適切な学生評価システムを備えていること。

達成された学習成果 (Achieved Learning outcomes)

基準 11: 教育プログラムにおいて実際に学習成果が達成されていること⁴⁵。

⁴⁴ 新規のプログラムで審査対象であるプログラムが開講していない場合には、学習成果の審査は延期される（プログラムの開始から3年後に行われる）。

⁴⁵ 初期アクレディテーションとして行う場合に、審査対象であるプログラムが開講していない場合には、学習成果の審査は延期される（プログラムの開始から3年後に行われる）。

評価体制

評価チームは最低4名で構成し、下記の専門性を有することが条件となっている。

- ・ 関連する学問分野に関する最新の知識
- ・ 審査対象プログラムと同等のプログラムにおいて教育や試験を行った（最近の）経験
- ・ 国際的な視点を持ってプログラムを比較する能力
- ・ 学問分野と関連する（国際的な）専門的経験
- ・ 高等教育におけるピアレビューの経験
- ・ （必要に応じて）特定の教育上の概念に関する知識
- ・ （必要に応じて）優れた特徴に着目した評価において、申請のあったプログラムの特徴に関する専門性

また評価チームには在籍する学生（質保証に従事している）を含むこととなっている。さらに、NVAOの研修を受けた評価チームの長が評価チームを支援するが、評価チームには加わらないことになっている。加えて、評価チームの独立性を確保するため、評価チームは直接的、間接的に審査対象機関と利害関係がない（評価チームのメンバーは、最低でも5年は審査対象機関と直接・間接的な関わりがない）ことが求められる。各メンバーは評価に着手する前に、独立性に関する誓約書に署名する。

評価クラスター (Assessment Clusters)

既存のプログラムに対する評価は、評価クラスター（群）ごとに行われる。一つの評価チームがクラスターに振り分けられている複数のプログラムを全て相対評価する。受審機関は評価チームの構成についてNVAOに提案を行い、承認を受ける。提案では、評価チームが審査するプログラムについて一貫性のある比較が可能かを明らかにする。NVAOは評価チームの能力や独立性、相互連携について先述の要素に基づいて審査する。

評価プロセス⁴⁶

	既存のプログラム	新規のプログラム
第1段階 申請書類の提出	<p>受審機関は、自己評価書(self-evaluation report)を含む申請書類一式を NVAO に提出する。自己評価書の上限は、添付資料を除いて「限定的」が15 ページ、「包括的」が20 ページ。評価者との合意により所定以外の様式も使用可。自己評価書に加え、既存の追加資料を用いる場合もある。添付資料は、カリキュラム内容、組織体制や教育/試験に関する規程など。</p>	<p>受審機関は、新規に CROHO への登録を希望するプログラムに関する申請書を NVAO に提出する。申請書は、評価基準に沿って作成される。分量は、自己評価書の場合と同様であり、申請書に加え、既存の追加資料を用いる場合もある。添付資料は、カリキュラム内容や組織体制など。</p>
第2段階 達成された学習成果の評価 (書面調査)	<p>訪問調査に先立ち、評価チームは、準備会合において自己評価書（新規の場合は申請書）の内容を元に意見交換を行い、訪問調査において質問する事項をまとめる。その際、評価者はプログラム側を信頼し、尊重することが重要とされ、プログラムの改善に協力する姿勢を見せることが求められる。</p> <p>既存のプログラムについては、意図した学習成果が達成されているか評価するために、評価チームが、NVAO のガイドラインに沿って最終成果物を抽出する。また、評価チームは、プログラムの成果物を「最終的な達成の度合い(range of final achievements)」を審査するためのものとして、最終成果物の定義を定めておらず、プログラム側が自由に定めることができる。</p>	
第3段階 訪問調査	<p>訪問調査の日程は、評価の枠組みが限定的あるいは包括的であるかに関係なく、1 日間となっている。訪問先では、プログラムの管理者、試験委員会の委員、プログラム委員会の委員をはじめ、教員、学生、卒業生等と面会する。また、第3サイクルでは、訪問調査は「説明責任 (accountability)」と「改善 (improvement)」の二つのパートで構成される。</p>	<p>既存プログラムとほぼ同様の内容であるが、新規プログラムに関わる質疑が行われる。</p>
第4段階 評価報告書作成 評価結果決定	<p>評価チームは評価報告書 (advisory report) を作成する。報告書にはチームが判断した評価結果や改善を要する点に関するコメントが含まれる。</p> <p>報告書は受審機関側の事実誤認等の確認を経て完成する。最終的に NVAO が評価結果を判定する。このほか、訪問調査において、評価者とプログラム側が今後のプログラムの発展について意見交換した際に出された結論をまとめた資料も作成される。</p>	<p>評価チームは評価報告書を作成する。新規プログラムの開設にあたり、評価者がプログラム側に対して、さらなる改善等の措置を講じることを求めることがある。その際、評価の中で両者に誤解があり、評価チームの結論が誤解に基づいたものであった場合には NVAO はそのことを考慮してプログラム側に対して期日を設定し、対応を求めることになる。</p>

⁴⁶ 2016年のプログラム評価手数料は800ユーロ（約112,000円 ※1ユーロ140円計算）となっている。

評価結果

既存のプログラム⁴⁷

基準毎の判定	<ul style="list-style-type: none"> • Excellent（優れている） • Good（良好） • Satisfactory（おおむね良好） • Unsatisfactory（不十分）
総合判定	<ul style="list-style-type: none"> • Excellent（優れている） • Good（良好） • Satisfactory（おおむね良好） • Unsatisfactory（不十分）

NVAO は、アクレディテーションにおける「一般的な質」（Generic quality）を「国際的な視点に照らして、高等教育の学士または修士プログラムから当然のように期待される質」と定義している。この定義の下、上記4種類の判定の尺度は次のように定められている。

Excellent（優れている）	すべての領域で一般的な質の水準を十分に上回っており、国際的な事例として認められる。
Good（良好）	一般的な質の水準を上回っている。
Satisfactory（おおむね良好）	一般的な質の水準を満たしており、すべての領域で許容されるレベルにある。
Unsatisfactory（不十分）	一般的な質の水準を満たしておらず、複数の領域で重大な欠点が見られる。

NVAO は評価結果に基づき、プログラムに対して適格認定、不適格、改善指示付の適格認定のいずれかの判定を行う。適格認定の条件は「一般的な質の水準を満たしていること」とされている。すなわち、「優れている」「良好」「おおむね良好」の総合判定を受けたプログラムに適格認定が与えられる。適格認定期間は6年間となっている。

改善指示は、プログラムが一部の基準を満たしていないものの、2年以内に当該箇所の改善が見込まれると NVAO が判断した際に与えられる。

<判定ルール：限定的プログラム評価>

- 総合判定「優れている」⇒ 最低2基準が「優れている」の判定で、かつ基準4が「優れている」と判定されていること、かつ、その他の基準が最低でも「おおむね良好」であること。
- 総合判定「良好」⇒ 最低2基準が「良好」の判定で、かつ基準4が「良好」と判定されていること、かつ、その他の基準が最低でも「おおむね良好」であること。
- 総合判定「おおむね良好」⇒ 最低2基準が「おおむね良好」の判定で、かつ基準1が「おおむね良好」と判定されていること、かつ「不十分」と判定された基準について2年以内での改善が可能であること。
- 総合判定「不十分」⇒ 基準1が「不十分」と判定された場合。または、1～2基準に「不十分」と判定され、2年以内での改善が期待できないこと。または3基準以上に「不十分」と判定された場合。

<判定ルール：包括的プログラム評価>

- 総合判定「優れている」⇒ 最低5基準が「優れている」の判定で、かつ基準11が「優れている」と判定されていること、かつ、その他の基準が最低でも「おおむね良好」であること。

⁴⁷ NVAO における 2017 年のアクレディテーション実施件数：386 件

(内訳) プログラム評価：291 件 機関別オーディット：2 件 初期アクレディテーション：93 件

なお、NVAO はベルギー・フランダース地方の高等教育機関の機関別レビューも実施している（2015 年～2017 年は 18 件）。

- 総合判定「良好」⇒ 最低5基準が「良好」の判定で、かつ基準11が「良好」と判定されていること、かつ、その他の基準が最低でも「おおむね良好」であること。
- 総合判定「おおむね良好」⇒ 最低6基準が「おおむね良好」の判定で、かつ基準1が「おおむね良好」と判定されていること、かつ「不十分」と判定された基準について2年以内での改善が可能であること。
- 総合判定「不十分」⇒ 基準1で「不十分」と判定された場合。または、少なくとも6基準で「不十分」と判定され、2年以内での改善が期待できないこと。または、「おおむね良好」と判定された基準が6基準以下であること。

新規のプログラムー初期アクレディテーションー

基準毎の判定	<ul style="list-style-type: none"> • Meets the standard（基準を満たしている） • Does not meet the standard（基準を満たしていない） • Partially meets the standard（基準を部分的に満たしている）
総合判定	<ul style="list-style-type: none"> • Positive（適格） • Negative（不適格） • Conditionally positive（条件付適格）

<判定ルール：限定的初期アクレディテーション>

- 総合判定「適格」⇒ 全ての基準について「基準を満たしている」と判定されていること。
- 総合判定「条件付適格」⇒ 条件が付され、「基準を部分的に満たしている」との判定が1基準、または2基準であること。
- 総合判定「不適格」⇒ 1基準でも「基準を満たしていない」との判定、または、「基準を部分的に満たしている」との判定が3基準以上場合。

<判定ルール：包括的初期アクレディテーション>

- 総合判定「適格」⇒ 全ての基準について「基準を満たしている」と判定されていること。
- 総合判定「条件付適格」⇒ 「基準を満たしている」との判定が少なくとも6基準であり、その他の基準が「基準を部分的に満たしている」であること。
- 総合判定「不適格」⇒ 1基準でも「基準を満たしていない」との判定で、かつ、「基準を満たしている」との判定が6基準に満たない場合。

適格認定を受けたプログラムは CROHO に登録されるとともに、6年間の適格認定期間が与えられる。条件付き適格認定を受けたプログラムは2年以内に追評価の受審が必要となる。

(3) 優れた質的特徴に着目した評価

第3サイクルにおいて優れた質的特徴に着目した評価は、機関別オーディットまたはプログラム評価と連動して行われる。

○国際化評価について

国際化評価は「優れた質的特徴に着目した評価」の一分野である。NVAOは、国際化に関する優れた質的特徴に着目した評価を実施する一方、国際化に関して高い評価を得た機関やプログラムには、ECA（欧州アクレディテーションコンソーシアム）より、証明書が発行される「国際化の質に関する証明書プロジェクト」（CeQuInt）⁴⁸に参加し、そのコーディネート機関として積極的に取り組んできた。

⁴⁸ 正式名称は「Certificate for the Quality of Internationalisation」（2012-2015年）。欧州11か国・14の質保証機関等が参画し、国際化に関する欧州サーティフィケート制度の構築を目的としたプロジェクト。国際化の質を評価するための基準や方法の整備、パイロット評価を経て、国際化質サーティフィケートを交付するための評価の仕組みが構築された。

CeQuInt が 2015 年 2 月に終了し、国際化の質に関する証明書の発行が ECA の公式サービスとなったことを受け、NVAO では、従来、NVAO が実施してきた国際化評価に代えて、CeQuInt の方法を用いた国際化評価を行うこととなった。国際化評価を希望するオランダの高等教育機関は、機関またはプログラム単位で NVAO に申請する。

評価基準・判定方法

CeQuInt の評価基準・判定方法は、ECA が 2015 年に刊行した「Frameworks for the Assessment of Quality in Internationalisation」に示されている。

評価基準（プログラム別）	評価基準（機関別）
1. 目標とする国際化 (Intended internationalisation)	1. 目標とする国際化 (Intended internationalisation)
2. 国際的・異文化間学習 (International and intercultural learning)	2. 行動計画 (Action plans)
3. 教育・学習 (Teaching and Learning)	3. 実施 (Implementation)
4. 教職員 (Staff)	4. 向上 (Enhancement)
5. 学生 (Students)	5. ガバナンス (Governance)

評価の尺度は、4 段階（Excellent、Good、Satisfactory、Unsatisfactory）で構成される。5 基準中、3 基準以上が Excellent または Good と判定され、かつ Unsatisfactory の判定が一つもない場合に、証明書が交付される。

（4） 研究評価

オランダにおける学術研究の評価は、2003 年に大きく転換した。従来の研究評価は、オランダ大学協会（VSNU）が 5 年毎に学問分野別で実施していた。2003 年以降は、公的助成を受けた研究活動を実施する大学、オランダ科学研究機構（NWO）及びオランダ王立芸術科学アカデミー（KNAW）が研究評価のためのプロトコルを策定し、公的助成を受けるすべての研究に対して 6 年に一度評価が行われることとなった。評価には全面的に、大学、NWO、KNAW が責任を持ち、それぞれがフォローアップを行っている。

○ 「標準評価プロトコル」

研究評価は、オランダ大学協会（VSNU）、オランダ科学研究機構（NWO）及びオランダ王立芸術科学アカデミー（KNAW）によって策定された「標準評価プロトコル」に基づいて実施される。プロトコルは、オランダの大学、NWO、KNAW が 6 年に一度実施している研究評価の方法や評価の目的について規定している。現在使用されているプロトコルは 2014 年 3 月に発表された「Standard Evaluation Protocol 2015-2021」である。評価基準や評価プロセス等が定められている。

プロトコルでは、各大学・研究所の理事会（board）が研究評価実施の責任を負うものとし、評価対象となる研究単位（研究単位の決定は、各大学・研究所の理事会が行う。（例：研究所単位、研究グループ単位等））のすべてが、6 年ごとに評価を受審しているかどうかを監督する。

評価基準は、次の3点で構成される。

-
1. Research quality（研究の質）
 2. Relevance to society（社会との関連性）
 3. Viability（実行可能性）
-

※各基準を評価する際は、博士プログラムや研究面の誠実性（Research integrity）についても考慮して評価することが求められている。

IV. 質保証機関の概要： オランダ・フランダースアクレディテーション機構（NVAO）

1 基本情報

組織名	オランダ・フランダースアクレディテーション機構（NVAO） （オランダ語） Nederlands-Vlaamse Accreditatieorganisatie （英語） Accreditation Organisation of the Netherlands and Flanders
組織の性格	オランダおよびベルギー・フランダース地方の国際協定に基づき設立された独立の質保証（アクレディテーション）機関
設立年	2003年（正式には設置に関する法的手続きが完了した2005年）
所在地	Parkstraat 28, 2514 JK The Hague, The Netherlands
代表者	Anne Flierman（Chairman）
予算	年間予算：600万ユーロ（オランダとベルギー・フランダース地方の各政府が6：4の比率で拠出） ※加えて、評価手数料を受審機関から徴収。
組織体制	管理運営：諮問委員会、理事会（15名以内で組織）等 スタッフ：43名 ⁴⁹ （フランダース部門9名、オランダ部門21名、支援部門13名）

2 使命と役割

NVAOは、組織のミッションとして次に掲げる事項を掲げ、国際的な視点とボローニャ・プロセスの文脈に沿って業務に取り組むこととしている。

- オランダおよびベルギー・フランダース地方における高等教育の質文化を促進する。
- 国内外におけるあらゆるステークホルダーと関わり、他の組織と連携して高等教育の発展に関与する。
- 審査業務において、高等教育機関の自治と責任を尊重する。
- 重要な社会的役割として、高等教育の質保証について透明性の高い保証を重視する。
- 質保証の発展において「欧州高等教育圏における質保証の基準とガイドライン」（ESG）⁵⁰を適用し、促進する。

⁴⁹ 出典：NVAO ウェブサイト
<https://www.nvao.com/about-nvaoorganisation/office>

⁵⁰ Standards and Guidelines for Quality Assurance in the European Higher Education Area (ESG)

3 主な業務内容

1) アクレディテーション業務

NVAO は、オランダとベルギー・フランダース地方において審査を実施する二国間にわたる機関であり、オランダにおけるプログラム評価と機関別オーディットに関しては、本書「III. 質保証制度」(p.18)で説明している。フランダース地方では、NVAO は機関別レビュー (institutional review) とプログラム評価を実施している⁵¹。

2) 国際業務

2003年にオランダ政府とベルギー・フランダース地方自治政府間で締結された国際協定では、NVAOの業務に国際性を具備することが言及されていた。NVAOは、国際的な役割を果たすため、次の5つの国際業務方針を掲げている。

- ジョイント・プログラムの質保証を先導し、プログラムや学位の相互認証を行い、優良事例を広める。
- 国境を越えた教育に関わり、専門的なプログラムの認証を行う国際的な認証機関と連携する。
- 「欧州高等教育圏における質保証の基準とガイドライン」(ESG)を広め、ESGに合致した高等教育を確保する。
- 多様な国際的な組織やプロジェクト（カリブ諸国やルクセンブルグとの連携等）に参加する。

⁵¹ フランダース地方では2016年に3つの評価枠組を導入され、高等教育機関の既存のプログラムに対する評価は廃止となった。一方、新規プログラムと私立の高等教育機関が提供するプログラムについてはNVAOが審査を行っている。

附録 第2 サイクルにおける評価制度

1) 新規プログラムに対する評価－初期アクレディテーション

NVAO では、第2 サイクルにおいては、初期アクレディテーション (Initial Accreditation) として、機関別オーディットとプログラム評価とは別の基準・枠組により、オランダ政府認定の高等教育プログラム登録簿 (CROHO) に登録されていない新規のプログラムを対象とした評価を実施してきた。

初期アクレディテーションには、CROHO に登録済プログラムの評価 (Programme assessment) と同様に、2 種類の評価があった。一つは、機関別オーディットで適格判定を受けた機関のプログラムが受審する「限定的初期アクレディテーション」 (Limited initial accreditation)、もう一つは機関別オーディットを受審していないあるいは不適格判定を受けた機関のプログラムが受審する「包括的初期アクレディテーション」 (Extensive initial accreditation) である。申請対象には新規の学士・修士プログラムなどが含まれる⁵²。先述のように、第3 サイクルにおいて、初期アクレディテーションは、プログラム評価の枠組みに含有されることとなる。

評価基準(第2 サイクル (2011-2016 年) の評価基準)

「限定的」は5 領域・5 基準、「包括的」は8 領域・12 基準となっており、評価基準の数が異なる。

限定的初期アクレディテーション

1. 身に付けることが期待される学習成果 (Intended learning outcomes)
2. 教育と学習の環境 (Teaching-learning environment)
3. 評価 (Assessment)
4. 卒業保証と財政的支援 (Graduation guarantee and financial provisions)
5. (該当する場合) 達成された学習成果 (Achieved learning outcomes)

包括的初期アクレディテーション

1. 身に付けることが期待される学習成果 (Intended learning outcomes) 【1 基準】
2. カリキュラム (Curriculum) 【4 基準】
3. 教職員 (Staff) 【1 基準】
4. 学生支援および施設設備 (Services and facilities) 【2 基準】
5. 質保証 (Quality assurance) 【1 基準】
6. 評価 (Assessment) 【1 基準】
7. 卒業保証と財政的支援 (Graduation guarantee and financial provisions) 【1 基準】
8. (該当する場合) 達成された学習成果 (Achieved learning outcomes) 【1 基準】

⁵² p.18 で述べた通り、博士のプログラムはアクレディテーションの対象外となっており、大学自らが博士プログラムの質に対する責任を負うものとなっている。

2) 機関別オーディット

第2サイクルにおいては、以下の評価基準が適用されていた。第3サイクルでは、評価基準は改訂されたが⁵³、プロセス等については、大きな変更点はない。

評価基準(第2サイクル(2011-2016年)の評価基準)

基準1：教育の質についての理念 (Vision of the quality of the education provided)

広く支持された、教育の質および質文化の発展のための理念を有していること。

基準2：理念の実現のための方針 (Policy)

教育の質にかかる理念の実現のための適切な方針を定めていること。方針には、少なくとも、教育や教職員、障がいを持つ学生への配慮、研究に基づいた教育に研究がつながり、教育と(国際的な)職業領域や学問分野の相互関係に関する事項を含むこと。

基準3：理念の達成状況 (Output)

教育の質にかかる理念の達成状況について深く観察していること。学生や教職員、卒業生、各職業団体からの意見を募り、教育プログラムの質を定期的に測定・評価していること。

基準4：改善のための方針 (Improvement policy)

必要が生じた場合に、教育プログラムの質について組織的に改善を図っていること。

基準5：組織及び意思決定の構造 (Organisation and decision-making structure)

教育プログラムの質に関して、職責や権限を明確に定めるとともに、学生と教職員の参画を得て、効果的な組織・意思決定構造を有していること。

⁵³ 詳細は p.21 を参照のこと。

3) プログラム評価

第2サイクルにおいては、以下の評価基準が適用されていた。第3サイクルでは、評価基準は改訂されたが⁵⁴、プロセス等については、大きな変更点はない。

評価基準(第2サイクル(2011-2016年)の評価基準)⁵⁵

限定的プログラム評価(4領域・4基準)

1. 身に付けることが期待される学習成果 (Intended learning outcomes)
 - 基準1: 教育プログラムにおいて学生が身に付けることが期待される学習成果の内容・水準・方向性を具体的に示し、国際的な要件にも合致していること。
2. 教育と学習の環境 (Teaching-learning environment)
 - 基準2: カリキュラム、教職員、教育プログラムに特有の支援、および施設設備が、学習成果の達成を可能にするものであること。
3. 評価 (Assessment)
 - 基準3: 教育プログラムが、学習成果を測るための十分なシステムを適切に配置していること。
4. 達成された学習成果 (Achieved learning outcomes)
 - 基準4: 教育プログラムにおいて、身に付けることが期待される学習成果が達成されていることを証明すること。

包括的プログラム評価(7領域・11基準)

1. 身に付けることが期待される学習成果 (Intended learning outcomes)
 - 基準1: 教育プログラムにおいて学生が身に付けることが期待される学習成果の内容・水準・方向性を具体的に示し、国際的な要件にも合致していること。
2. カリキュラム (Curriculum)
 - 基準2: カリキュラムの志向性が、科学研究および/または専門の実務上の能力の開発を保証するものであること。
 - 基準3: カリキュラム内容が、身に付けることが期待される学習成果の達成を可能にするものになっていること。
 - 基準4: カリキュラム構造が、学習を奨励し、身に付けることが期待される学習成果の達成を可能とするものになっていること。
 - 基準5: カリキュラムが、入学した学生の資質に即していること。
3. 教職員 (Staff)
 - 基準6: カリキュラム内容、教育的専門性、および組織体制の観点で、カリキュラムの実施に適任の教職員が配置され、また十分な規模となっていること。
4. 学生支援および施設設備 (Services and facilities)
 - 基準7: 学生の宿舍および施設設備が、カリキュラムを実施する上で十分であること。
 - 基準8: 学習指導および学生への情報提供が、学業を進展させ、また学生の要望に基づいたものとなっていること。
5. 質保証 (Quality assurance)
 - 基準9: 教育プログラムが、測定可能な目標を取り入れながら、定期的に評価を受けていること。
6. 学習成果の評価 (Assessment)
 - 基準10: 教育プログラムが、学習成果を測るための適切なシステムを備えていること。
7. 達成された学習成果 (Learning outcomes achieved)
 - 基準11: 教育プログラムにおいて、身に付けることが期待される学習成果が達成されていることを証明すること。

⁵⁴ 詳細は p.21 を参照のこと。

⁵⁵ 実際には、プログラム評価のための当基準は、第2サイクルの途中である2014年12月に旧制度の改訂に伴って公表された。

4) 優れた質的特徴に着目した評価

第2サイクルまでは独立した評価として行われていたが、第3サイクルにおいては優れた質的特徴に着目した評価は機関別オーディットまたはプログラム評価に組み込まれて評価が行われる。

NVAOでは、高等教育機関およびプログラムの優れた質的特徴（Distinctive (Quality) Features）に着目した評価を実施している。機関別オーディットやプログラム評価ではその質の判断に直接関係しない取組み（評価事項）について、当該機関またはプログラムの希望を受けて評価するものである。機関別オーディットまたはプログラム評価との同時受審、あるいは個別受審のどちらも可能となっている。評価事項は受審側が自由に指定することができるが、NVAOは複数の事項を設定している。

< NVAOによる設定テーマ⁵⁶ >

- 持続可能な高等技術（Sustainable higher education）
- 国際化（Internationalisation）
- 少人数・集中教育（Small-Scale and Intensive Education）
- 起業家養成教育（Entrepreneurship）

⁵⁶ 出典：NVAO ウェブサイト

<https://www.nvao.net/beoordelingsproceduresnederland/bijzondere-kenmerken>

参考文献

高等教育制度

ウェブサイト

- ・ 外務省「オランダ王国」：<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/netherlands/data.html>
- ・ OECD (2015) *Education at a Glance 2015: OECD Indicators* :
<http://www.oecdilibrary.org/docserver/download/9615031e.pdf?expires=1471914436&id=id&accname=guest&checksum=E30F70A832BDD06910E529B8377FF18D>
- ・ VSNU: <http://www.vsnu.nl>
- ・ Vereniging Hogescholen: <http://www.vereniginghogescholen.nl/hogescholen>
- ・ Overheid.nl : <https://zoek.officielebekendmakingen.nl/stb-2010-119.html>
- ・ Inspectie van het Onderwijs Ministerie Onderwijs, Cultuur en Wetenschap :
<http://www.onderwijsinspectie.nl/english>
- ・ Study in Holland : <https://www.studyinholland.nl>
- ・ Nationaal Coördinatiepunt NLQF :
http://www.nlqf.nl/images/downloads/Annex_7.1.1a_English_leaflet.pdf
- ・ NVAO : <https://www.nvao.net/beoordelingsproceduresnederland/evaluatieorganisaties-nederland>
- ・ ESU : <http://www.esu-online.org>
- ・ ISO : <http://www.iso.nl/international/>
- ・ Ministry of Education, Culture and Science :
<http://www.rijksoverheid.nl/onderwerpen/hoger-onderwijs/nieuws/2014/08/30/centrale-loting-afgeschaft.html>
- ・ DUO : <http://duo.nl>
- ・ University of Groningen :
<http://www.rug.nl/education/international-students/more-information/code-of-conduct>
- ・ Code of Conduct Higher Education :
<http://www.internationalstudy.nl/en/page/code-of-conduct-and-regulations>
- ・ European Commission Eurydice:
https://webgate.ec.europa.eu/fpfis/mwikis/eurydice/index.php/Netherlands:Short-Cycle_Higher_Education
- ・ ENIC/NARIC : <http://www.enic-naric.net/index.aspx>

書籍等

- ・ *Key Figures 2009-2013*, Ministry of Education, Culture and Science
- ・ *Country Module (2015) Education system The Netherlands*, EP-Nuffic
- ・ THE NETHERLANDS DECEMBER 2009: EURYDICE *National summary sheets on education systems in Europe and ongoing reforms*
- ・ *Higher education in the Netherlands Country report*, (2007) Egbert de Weert, Patra Boezeroy, pp.12-13,16

- ・ *Eurybase The Netherlands*, p.111, European Commission
- ・ *Organisation of the education system in the Netherlands 2008*, ch6 Tertiary education, p.113, EURYBASE

質保証制度

ウェブサイト

- ・ Ministry of Education, Culture and Science :
<https://www.government.nl/topics/secondary-vocational-education-mbo-and-higher-education/contents/higher-education>
- ・ Vereniging van Universiteiten : http://www.vsnunl.nl/en_GB/sep-eng.html
- ・ NVAO : <http://www.nvaonl.net>
- ・ ECA : <http://ecahe.eu/eca/internationalisation-platform/certification/>
- ・ University of Groningen :
<http://www.rug.nl/corporate/onderzoek/kwaliteitszorg/index?format=print>
- ・ Commissie Doelmatigheid Hoger Onderwijs (CDHO) : <http://cdho.nl/> (2016年)

書籍等

- ・ EP-Nuffic *Country Module(2015) Education system The Netherlands*
- ・ EP-Nuffic *Factsheet higher education system in the Netherlands*
- ・ *Standard Evaluation Protocol2003-2009 For Public Research Organisations(2003)* Vereniging van Universiteiten, Nederlandse Organisatie voor Wetenschappelijk Onderzoek, Koninklijke Nederlandse Akademie van Wetenschappen, pp.5-7, 23
- ・ *Standard Evaluation Protocol2015-2021 Protocol for Research Assessments in the Netherlands(2014)* Vereniging van Universiteiten, Nederlandse Organisatie voor Wetenschappelijk Onderzoek, Koninklijke Nederlandse Akademie van Wetenschappen, pp.5-7,10
- ・ NVAO 訪問時提供資料 (2009年7月)
- ・ *Assessment frameworks for the higher education accreditation system of the Netherlands (2014)* NVAO, pp.6-59
- ・ *Extensive initial accreditation protocol (2010)* NVAO, p.3
- ・ *NVAO Annual Report 2015, Systems in motion(2016)* NVAO, p.6
- ・ *Report of the Panel of the external review of NVAO (September 2012)* NVAO, p.27
- ・ *Frameworks for the Assessment of Quality in Internationalisation(2015)* ECA, Axel Aerden, pp12-16, 20-22
- ・ *Egbert de Weert THE NETHERLANDS In: James J.F. Forest, Philip G. Altbach International Handbook of Higher Education* pp.13-16, 65-70
- ・ *Assessment framework for the higher education accreditation system of the Netherlands September 2016*, NVAO
- ・ *Important differences Assessment frameworks for the higher education accreditation system of the Netherlands 2014-2016*, NVAO
- ・ *FQA Assessment framework for the higher education accreditation system of the Netherlands 2016*, NVAO